

尾 鷲 の 環 境

平成 1 8 年度版

尾 鷲 市 環 境 課

目 次

第 I 章 尾鷲市の概況

第 1 節	市のあゆみ	1
第 2 節	自然条件	
1	位置及び地勢	3
2	植生	4
3	地質	5
4	気候	5
第 3 節	社会的・経済的条件	
1	人口・世帯	6
2	就業構造	7
第 4 節	環境の現状と課題	
1	自然環境	8
2	生活環境	9

第 II 章 環境行政の概要

第 1 節	環境行政の概要	
1	環境施策	10
2	環境課の業務内容	11
第 2 節	環境の保全施策の推進	
1	環境の保全と活用	12
2	環境汚染の防止	12
3	生活排水処理の整備	12
4	ごみ処理対策の推進	12
5	環境啓発活動の推進	13
6	環境 I S O の取り組み	13

第Ⅲ章 環境の現況と対策

第1節 環境の現況

1	大気汚染	・ ・ ・ ・ ・	14
2	水質汚濁	・ ・ ・ ・ ・	22
3	騒音・振動	・ ・ ・ ・ ・	31
4	悪臭	・ ・ ・ ・ ・	40
5	公害苦情	・ ・ ・ ・ ・	42

第2節 公害防止対策の推進

1	公害防止協定	・ ・ ・ ・ ・	43
2	大気汚染に係る緊急時の措置	・ ・ ・ ・ ・	43
3	特定施設	・ ・ ・ ・ ・	44

第Ⅳ章 環境保全に係る啓発など

第1節	環境月間記念行事	・ ・ ・ ・ ・	46
-----	----------	-----------	----

第2節	水生生物調査	・ ・ ・ ・ ・	47
-----	--------	-----------	----

環境行政のあゆみ	・ ・ ・ ・ ・	49
----------	-----------	----

第 I 章 尾鷲市の概況

第 1 節 市のあゆみ

本市は、紀伊半島・東紀州地域の中央に位置し、北・南・西側の三方が山に囲まれ、東側が熊野灘に臨んでいます。海岸線は陸地が沈降し、海水が侵入して形成された典型的なリアス式海岸で、尾鷲湾や賀田湾など多数の湾が入り組み、自然の良港を形成しています。

江戸時代には林業、漁業が盛んで、この良港を活かし、江戸へ、大阪へ回船が行き来しました。また、陸路は熊野信仰の道として、伊勢参宮を終えた旅人や西国三十三ヵ所めぐりの巡礼たちが辿った東熊野街道（この街道は平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野古道です。）沿いでした。

林業においては約 380 年前から始まったとされており、造林発祥地と言っても過言ではないと思われます。「ヒノキの芯持ち柱材」生産を主体とした伝統的な密植集約施業により、年輪が緻密で光沢のよい高品質材である「尾鷲ヒノキ」の産地として知られています。

古来より本市は、自然と共存しながら繁栄を続け、昭和 29 年（1954 年）6 月に尾鷲町、須賀利村、九鬼村、北輪内村、南輪内村が合併し市制を施行、当時の人口は 33,188 人、世帯数 7,330 で、新市名を尾鷲（おわせ）と呼称して現在に至っています。

近年は、林業、漁業とともに火力発電所関係の石油コンビナート工業で栄えましたが、それぞれの産業とも減衰傾向にあり、これらと相俟って地域の人口も減少の一途をたどっています。

このような中、本市においては将来都市像を実現するための重点プロジェクトを、「まるごと“おわせ”を売り出すプロジェクト」としてさまざまな施策を展開しています。

その一つとして、尾鷲林業の今後の活性化に向け行政が率先して手本となるよう、F S C 理念による森林管理の推進、尾鷲林業の活性化を目的として、平成 15 年 6 月に F S C の認証を取得しました。

また、これらの中核となる資源として海洋深層水と熊野古道を位置付けています。

平成 18 年 4 月、市内古江町に海洋深層水総合交流施設・分水施設「アクアステーション」を整備し、水産業をはじめ様々な産業への利用を促進し地域の活性化に取り組んでいます。

一方、熊野古道は平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されましたが、平成 19 年 2 月には熊野古道及び周辺の自然、歴史・文化等の情報拠点として、三重県立熊野古道センターがオープン、続いて 4 月 28 日には同センターに隣接して夢古道おわせ（地場特産品情報交流センター）がオープンしました。これら施設整備を契機に一層の地域産業の活性化、交流人口の増加に取り組んでいくこととしています。

21 世紀は、「人間の世紀」、「環境の世紀」ともいわれる中、恵み豊かな資源を守り、自然豊かな環境を将来の世代に継承していくことは、私たちに課せられた責務であります。

アクアステーション



夢古道おわせ

第 2 節 自然条件

1 位置及び地勢

本市は、三重県南部の東紀州地域の中央に位置し、東西の距離 21 km、南北の距離 19 km で、総面積は 193.14km²（県全体の 3.3%）におよびます。

北は紀北町に、南は矢ノ川峠を境に熊野市に西は台高山脈を控えて奈良県に接し、東は太平洋（熊野灘）に臨んでいます。

海岸線は、陸地が沈降し、海水が侵入して形成された典型的なリアス式海岸で、南北の直線距離はわずか 19 km ですが、その延長は約 100 km にも達し、尾鷲湾をはじめ多数の湾が入り組み、自然の良港を形成しています。

総面積の約 90% が山林で、平坦地が極めて少なく集落は湾奥に位置しています。



尾鷲地区の全景

[位 置] 市役所の位置

北緯 34 度 04 分 06 東経 136 度 11 分 37

[主 な 山]

海拔最高点は、川原木屋女王の滝西方約 2 km の地点（県境）にある三角点で、
標高 1,150.3m です。

高 峰 山 1,044.8m、椽 山 1,008.6m、亥ヶ谷山 688.5m

八 鬼 山 627.6m、便 石 山 598.9m、天狗倉山 522.0m

[主な河川]

尾鷲湾に注ぐ矢ノ川、中川、北川と、賀田湾に注
ぐ沓川（名柄川）、八十川、古川、隣接する紀北町へ流れる又口川がありますが、
いずれも流域の小さい
中小河川です。

（河川法適用河川延長）

又口川 8,675m、古 川 4,690m、矢ノ川 4,100m、

中 川 3,927m、沓 川 1,000m、北 川 780m、八十川 695m

2 植生

市域の約 90% を占める森林面積は
17,722ha で、そのうち約 6 割が針葉
樹林（ほとんどがヒノキ）の人工林
となっているほか、海岸沿いには暖
地特有の常緑広葉樹が自生し、魚付
保安林などとして保護されています。
また、沿岸部の吉野熊野国立公園指
定区域を中心とする地域は、温暖多
湿な気候の影響を受け亜熱帯性のシ
ダ植物が自生しています。



ヒノキとシダ

3 地質

地質は、第三紀中新世以降に噴出したといわれる熊野酸性岩（黒雲母花崗斑岩）が最も多く、市域の76%を占める広い範囲に分布しているほか、尾鷲湾東部などには中生代ジュラ紀～白亜紀のものと推定される四万十層群（砂岩、頁岩、チャートなどの互層からなっている。）があり、市域の22%を占めています。

また、尾鷲湾南部の海岸沿いには、新生代新第三紀中新世尾鷲層群（砂岩、シルト岩など）がみられます。

4 気候

本市は、年間を通じて温暖多湿な南海型の気候となっています。

特に雨の多いことでは全国的にも有名で、年間降水量は概ね4,000mm以上を記録しています。しかし、一時に大量に降水する特性であるため、晴天日数などは他地域と同程度です。降雪は厳冬期にまれにみられますが、積雪することはほとんどありません。

表-1.2.4.1 気象年表

平成18年4月～平成19年3月											
月	降水量(mm)		気温(℃)			湿度(%)		風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	平均	最高	最低	平均	最小	平均風速	最大風速		
									風速	風向	
4	424.0	247.0	13.6	21.9	2.3	65	13	2.4	14.0	西北西	159.0
5	437.5	96.5	18.3	32.0	9.6	76	23	1.9	10.4	南	134.7
6	351.0	151.0	21.6	30.4	15.1	80	39	1.8	10.4	東	102.6
7	291.0	85.0	25.5	35.1	20.2	81	46	1.7	8.5	東北東	118.1
8	776.5	365.0	26.0	34.1	21.0	81	47	2.3	9.2	東北東	166.3
9	347.5	91.0	23.2	34.4	16.5	77	37	1.9	9.9	東南東	123.1
10	447.5	122.5	19.4	27.2	11.5	75	33	2.0	8.8	西北西	152.3
11	450.5	329.5	13.9	24.6	4.8	73	26	1.9	9.7	北西	143.1
12	136.0	87.0	9.2	18.6	0.2	67	26	2.1	10.5	西	155.1
1	82.5	37.0	7.3	15.3	0.0	63	20	2.0	8.8	西	166.6
2	74.0	28.0	9.0	18.6	-1.0	57	14	2.5	12.4	西	191.8
3	90.5	23.5	10.6	25.0	-0.2	55	14	2.7	11.8	西	222.4

資料:津地方気象台

第3節 社会的・経済的条件

1 人口・世帯

市制施行後の昭和30年に33,343人あった本市の人口は、その後、進学、就職のためによる若年層の流出や地元の雇用力の低下などにより、昭和35年頃をピークに減少を続け、平成17年には22,103人と、率にして36.0%減少しています。また、昭和60年から平成12年までは、すべての地区で人口の減少がみられ、尾鷲地区での減少率は比較的小さいものの、須賀利、小脇、三木里地区では大きな減少率となっています。

人口の減少とは逆に、核家族化に伴い世帯数は増加傾向にありましたが、平成2年に減少に転じています。世帯人員については、昭和55年以降3人を下回り、平成17年には2.24人となっています。

表-1.3.1.1 人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

区 分	総 人 口 (人)			総世帯数 (世帯)	一世帯当たり 人員 (人)
		男	女		
昭和30年	33,343	16,374	16,969	7,578	4.40
昭和35年	34,534	17,352	17,182	8,396	4.11
昭和40年	34,019	16,574	17,445	9,302	3.66
昭和45年	31,562	15,016	16,546	9,490	3.33
昭和50年	31,797	15,236	16,561	10,102	3.15
昭和55年	31,348	14,953	16,395	10,605	2.96
昭和60年	29,741	14,120	15,621	10,733	2.77
平成2年	27,114	12,750	14,364	10,397	2.61
平成7年	25,258	11,871	13,387	10,331	2.44
平成12年	23,683	11,107	12,576	10,193	2.32
平成17年	22,103	10,408	11,695	9,854	2.24

資料：国勢調査（昭和30～平成17）

2 就業構造

昭和 55 年から平成 17 年までの間に、本市の就業構造に大きな変化はみられません。本市では従来から第 3 次産業の占める割合が大きく、平成 17 年には総就業者数の約 7 割を占めるに至っています。

逆に、第 1 次産業の就業者数は年々減少を続け、平成 17 年には総就業者数のわずか 1 割以下にまで激減しています。

地区別にみると、尾鷲地区を除くすべての地区において、人口の減少に伴う総就業者の大幅な減少がみられます。

就業構造では、須賀利地区、早田地区などのように第 1 次産業、特に漁業に従事する者の割合が依然 4 割を超えている地区があるものの、全般に第 2 次・第 3 次産業中心の就業構造へと移行する傾向にあります。

表-1.3.2.1 産業別就業者数の推移

単位：人

区 分	平 成 2 年		平 成 7 年		平 成 12 年		平 成 17 年	
	総 数	構 成 比	総 数	構 成 比	総 数	構 成 比	総 数	構 成 比
総 就 業 者 数	12,820	100.0	12,319	100.0	10,988	100.0	10,105	100.0
第 1 次 産 業	1,285	10.0	1,091	8.9	729	6.6	698	6.9
農 業	95	0.7	111	0.9	66	0.6	143	1.4
林 業	148	1.2	144	1.2	79	0.7	61	0.6
漁 業	1,042	8.1	836	6.8	584	5.3	494	4.9
第 2 次 産 業	3,728	29.1	3,433	27.9	2,811	25.6	2,242	22.2
鉱 業	135	1.1	136	1.1	157	1.4	60	0.6
建 設 業	1,284	10.0	1,347	10.9	1,208	11.0	1,107	11.0
製 造 業	2,309	18.0	1,950	15.8	1,446	13.2	1,075	10.6
第 3 次 産 業	7,806	60.9	7,785	63.2	7,435	67.7	7,151	70.8
電気・ガス・水道業	229	1.8	232	1.9	198	1.8	125	1.2
運 輸 ・ 通 信 業	734	5.7	697	5.7	591	5.4	383	3.8
卸 ・ 小 売 業	2,921	22.8	2,779	22.6	2,510	22.8	1,964	19.4
金 融 ・ 保 険 業	338	2.6	327	2.6	280	2.5	276	2.7
不 動 産 業	22	0.2	35	0.3	28	0.3	32	0.3
サ ー ビ ス 業	2,916	22.8	3,070	24.9	3,156	28.7	3,660	36.2
公 務	646	5.0	645	5.2	672	6.1	711	7.0
分 類 不 能	1	0.0	10	0.1	13	0.1	14	0.1

資料：国勢調査

第4節 環境の現状と課題

私達を取りまく環境は、自動車交通、生活排水、ごみの排出等における市民のライフスタイルの変化により環境への負荷量が増大していることや、土地利用・産業構造の変化、社会基盤の整備等にともない自然の質が少しずつ変化してきています。

このような状況は本市のみならず、我が国における今日の環境問題の特徴でもあり、環境の複雑な関連性、地球規模の広がりや長期的影響の出現等とともに、今日の環境問題が解決しにくい理由の一つとされています。

今日私たちが抱える環境問題の多くは、市民一人ひとりの理解と協力なくしては対処することができません。私達の子や孫の世代に負の遺産を引き継いでしまうことのないよう、この問題をみんなで考え、自分達のものとして受け止め、実現に向けた具体的な行動につなげていくことが求められています。

本市では、豊かな自然環境及び生活環境の保全並びに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保を目的に、平成11年7月、「尾鷲市環境基本条例」を制定・施行していますが、平成15年3月には本条例の基本理念の実現をめざし、環境保全のマスタープランとして「尾鷲市環境基本計画」を策定しました。

1 自然環境

本市は、市域の90%以上が山林に覆われ、また、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

森林は木材など林産物の供給のほか、水源の涵養、山地災害の防止、自然環境の形成などの機能により生活の基盤として重要な役割を果たしています。現在においても、その多くは適正な管理のもと健全な森林形成がなされていますが、近年の木材状況や林業の後継者不足等の要因から、一部の林地では管理がなされず放置されるものも増加しています。これらの林地は野鳥や昆虫などさまざまな生物の生息



熊野古道

環境として極めて重要な自然環境であり、その保全が大きな課題となっています。

また、河川や海岸ではごみのポイ捨てや不法投棄、水質の悪化などが問題となっており、それら問題への対応をさらに進めるとともに、コンクリートなどで覆われてしまった河川や海岸などの水際を生物の生息しやすい自然型護岸等へ改善することが求められています。

2 生活環境

工場や事業場などの事業活動や生活様式の多様化から引き起こされる、悪臭や騒音、河川・海域などの公共用水域の水質汚濁、地下水や大気汚染、廃棄物の不法投棄などに伴う生活環境の悪化などが近年社会問題化しています。本市においては、環境基準は確保されているものの、今後も「人の健康の保護に関する環境基準」に基づき、環境の保全を図っていきます。

また、宅地開発やリゾート開発計画などに伴う景観保全や、町並みの保存・形成などの都市景観の創造と自然環境の回復への取り組みが期待されているなど、今後、環境保全に係る総合的な取り組みを実施する体制の強化が求められています。



枋の森(賀田)

八十川(三木里)

第Ⅱ章 環境行政の概要

第1節 環境行政の概要

1 環境施策

近年、市民の環境に対する関心は、生活水準の向上や自然保護気運の高まりとともに強まっており、快適な環境を保全し、環境破壊を防止するための環境行政の充実が求められています。

本市の環境保全施策には、環境の調査・監視及び指導などや、経済活動の振興や都市計画などの社会政策と関連した環境づくり施策があります。

直接的な施策として、事業活動の進展や生活様式の多様化に伴う大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動問題などに関する調査・監視と指導などがあります。

また、社会政策との関連を図りながら快適な環境づくりに努めていますが、石材採掘等に伴う河川・海域など公共用水域の水質汚濁、建設廃材・医療廃棄物・水産加工業の残滓等の産業廃棄物など、複雑多様化する環境問題を解決するため、関係機関との連携が必要となっています。

(基本方針)

環境汚染を未然に防止し、快適で安全な環境づくりを進めるため、関係機関との連携のもと、さまざまな環境問題に対する調査・研究を積極的に進めるとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い、公害の発生防止に努めます。

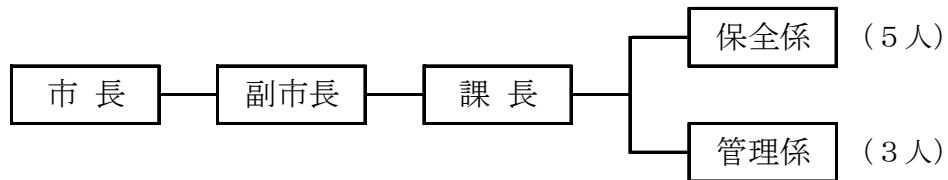
また、都市・生活型公害問題はもとより、地球環境問題などあらゆる環境問題と人間との関わりについて市民一人ひとりの理解と認識を深め環境保全意識の高揚を図るための施策を講じます。



尾鷲市役所

2 環境課の業務内容

1) 機構



(平成19年7月1日現在)

2) 業務

保全係

- ①環境、工場、事業場等の監視、調査、施策に係る企画及び調整に関すること。
- ②大気、水質、騒音・振動及び悪臭等に係る環境監視、調査に関すること。
- ③工場、事業場等の大気、水質、騒音・振動及び悪臭等に係る監視、指導に関すること。
- ④公害防止協定に関すること。
- ⑤環境問題に係る相談、指導に関すること。
- ⑥環境関係法令に基づく届出等に関すること。
- ⑦ISO14001の運用実施に関すること。
- ⑧環境保全に係る補助金等に関すること。
- ⑨浄化槽の設置申請等に関すること。
- ⑩狂犬病予防及び畜犬登録に関すること。

管理係

- ①環境保全思想の普及・啓発に関すること。
- ②環境行政に係る審議会及び協議会に関すること。
- ③墓地及び斎場に関すること。
- ④環境政策、管理に係る企画及び総合調整に関すること。
- ⑤課内の事務事業の調整及び課の庶務、その他の係に属さない業務に関すること。

第2節 環境の保全施策の推進

1 環境の保全と活用

地域の環境保全施策の基本となる「環境基本条例」が平成11年7月1日に施行され、豊かな自然環境の保全及び適正な活用に努めるとともに、日常生活から生じる生活排水・ごみなどについて減量化対策を含めた全般的な環境保全に対する意識の高揚を図り、快適で、かつ環境への負担の少ない持続的発展が可能な環境づくりを進めます。

2 環境汚染の防止

環境汚染を未然に防止し、快適で安全な環境づくりを進めるため、環境問題に対する調査・研究を積極的に進めるとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い、公害の発生防止に努めます。

また、都市・生活型公害問題はもとより、地球環境問題などあらゆる環境問題と人間との関わりについて、市民一人ひとりの理解と認識を深め、環境保全意識の高揚を図るための施策を講じます。

3 生活排水処理施設の整備

生活排水処理については、「生活排水処理基本計画」に基づきながら、集合処理方式を基本として各地区の実情にあわせた漁業集落環境整備事業などによる施設整備を進める必要があります。しかし、このような施設整備は、完成までに長期間を要するため、当面、合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、家庭での生活排水対策などについての取り組みを進めなければなりません。

4 ごみ処理対策の推進

ごみ問題に関する市民や事業者の意識の高揚を図るとともに、補助金制度のより一層の充実を図り、市民・事業者によるごみの減量化・再資源化を促進します。

また、一般廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づいて適正な処理を推進します。また、事業系一般廃棄物については、適正処理に対する指

導強化に努めます。

一方、し尿処理対策については、平成 18 年 12 月より陸上処理施設「尾鷲市クリーンセンター」において、家庭などから収集されたし尿や浄化槽汚泥の処理を行っています。

5 環境啓発活動の推進

市民の環境保全思想の普及・啓発を図るため、環境月間、水生生物調査等の環境教育事業や広報活動を推進し、市民が一体となった環境保全活動及び環境美化活動が展開される地域づくりを進めるとともに、「おわせ」を感じる景観の保全及び創生を図ります。

また、環境教育に関する講習会を開催し、生活排水・ごみ減量化等の対策を積極的に推進するなど、環境保全及び創生に関する教育並びに学習の推進を図ります。

6 環境 ISO の取り組み

本市は、2002 年 3 月に庁舎を中心に ISO14001 の認証を取得し、2005 年 3 月に更新審査を終えました。これら環境 ISO に基づく取り組みは、環境基本計画を実行するシステムとしてもその効果が発揮されるものであり、環境マネジメントシステムとして全市的な取り組みを行い効果を発揮しました。

これらのことにより、平成 19 年度よりさらにこの取り組みを発展させ、ISO14001 に頼らず尾鷲市独自の環境マネジメントシステムによる運用を開始します。

第Ⅲ章 環境の現況と対策

第 1 節 環境の現況

1 大気汚染

大気汚染は、私たちが社会活動を行うことに伴って引き起こされます。その主な原因としては、工場などが生産活動を行う際に大気汚染物質が排出される場合と物流や人流など自動車の使用によって大気汚染物質が排出される場合があります。

現在、自動車(特にディーゼル車)から排出される二酸化窒素(NO_2)及び浮遊粒子状物質(SPM)による大気汚染が問題となっています。

本市では、一般環境大気測定局での二酸化硫黄(SO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、窒素酸化物(NO_x)、光化学オキシダント(O_3)などの自動測定と、その他大気調査として酸性雨、降下ばいじんなどの測定を行っています。



三木里局



賀田局



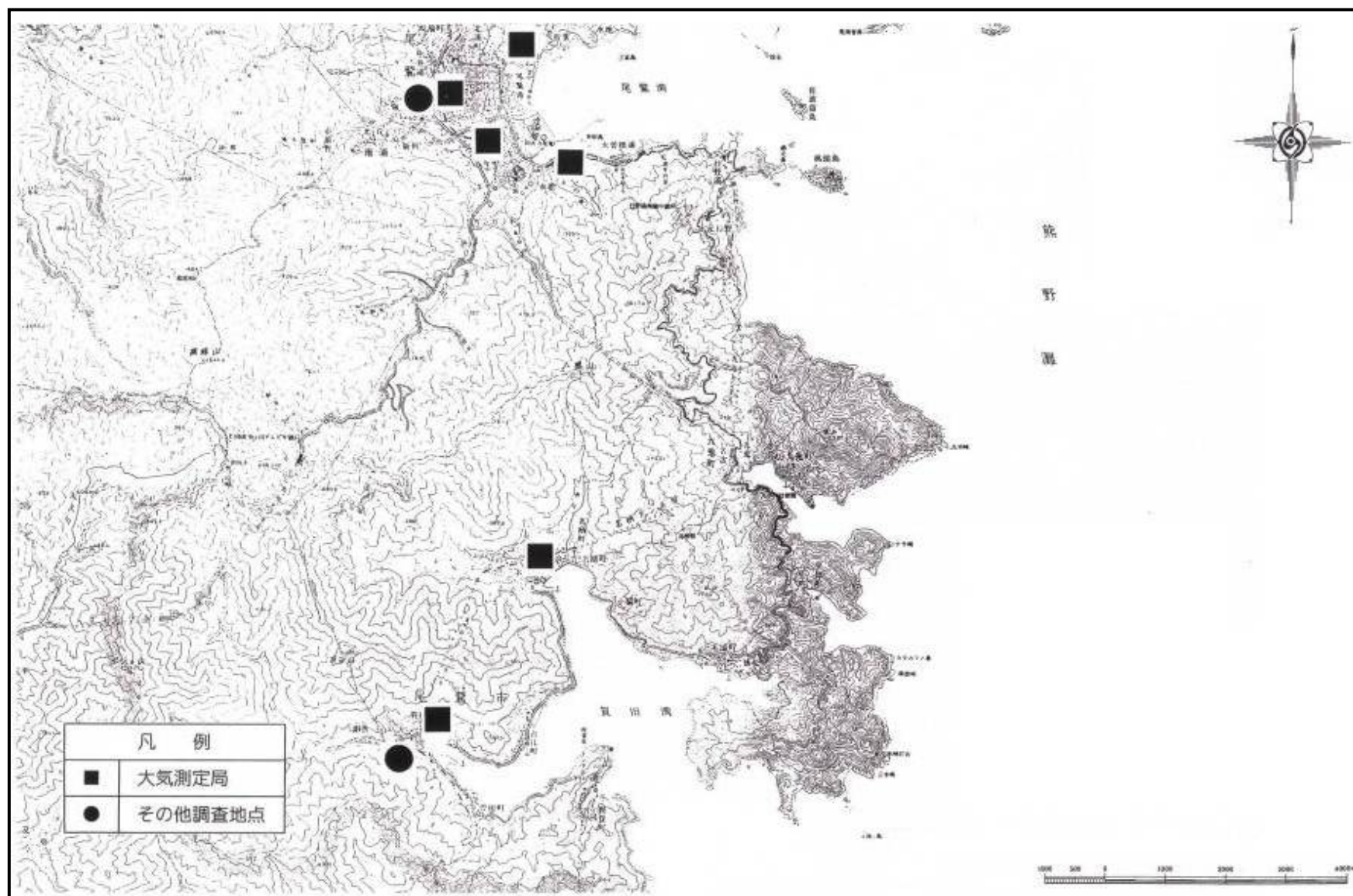


図-3.1.1.1 大気環境調査地点

（１）大気汚染に係る環境基準

環境基本法第 16 条の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、表-3.1.1.1 に示すとおりです。

また、三重県では大気の汚染に係る環境保全目標を定めており、その項目、目標値は表-3.1.1.2 に示すとおりです。

表-3.1.1.1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	1 時間値が、0.06ppm 以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法または電量法
備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 ※この環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。					

表-3.1.1.2 環境保全目標（三重県）

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素
環境保全目標	年平均値が、0.017ppm 以下であること。	年平均値が、0.02ppm 以下であること。

（２）大気汚染の現況

平成 18 年度における大気汚染の状況は、一般環境大気測定局の測定結果でみると、二酸化硫黄 (SO_2)、二酸化窒素 (NO_2)、一酸化炭素 (CO) については環境基準を達成しており、引き続き良好な状態を保っています。光化学オキシダント (O_x)、浮遊粒子状物質 (SPM) については、全国的に達成が難しい状況で、浮遊粒子状物質はすべての測定局で環境基準値を超過しています。



また、その他大気環境については、引き続き横ばいで推移しています。降水の pH については、全

全国的な傾向と同様、本市においても酸性化の傾向がみられます。

以上のように、本市の大気汚染の状況は広域的な問題である光化学オキシダントと酸性雨を除いては、良好な状態を保っています。

表-3.1.1.3 測定局の環境基準の達成状況

	向 井	矢浜小学校	尾鷲市役所	天 満	三木里	賀 田
二酸化硫黄	○	○	○	○	○	○
一酸化炭素			○			
浮遊粒子状物質	×	×	×	×		
二酸化窒素	○	○	○	○	○	○
光化学オキシダント			×			

（３）大気質調査結果

ア．二酸化硫黄 (SO_2)

二酸化硫黄は、石油などの硫黄を含んだ燃料が燃えることによって発生する物質です。この物質は人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたり、また酸性雨の原因になったりします。

高度成長期には化石燃料の大量消費により二酸化硫黄による汚染が急速に進行しましたが、排出規制や低硫黄分燃料の使用などの対策により、汚染は大幅に改善されました。

本市では全局で環境基準の 0.04 ppm を大きく下回っています。

なお、18 年度の各測定局の年平均値は、0.002ppm で横ばいで推移しています。

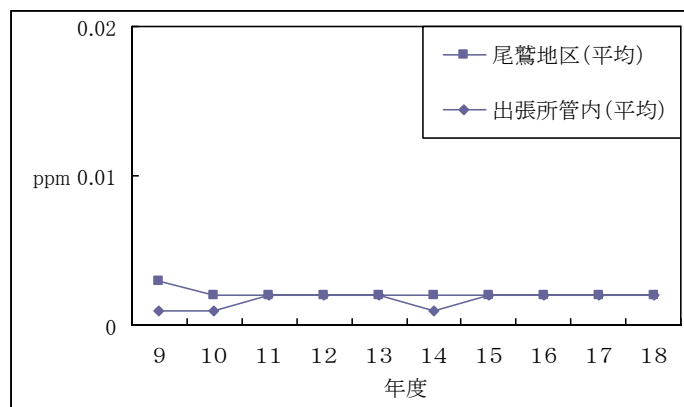


図-3.1.1.2 二酸化硫黄の経年変化

イ．浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、空気中に浮遊する粒子のうち大きさが $10\mu\text{m}$ (0.000001mm) 以下のものをいいます。発生源は工場からのばいじん、自動車の排ガスなどがあります。

全国的に環境基準の達成率は低く、本市においてもすべての測定局において基準を達成していません。

ウ．光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) など酸化力の強い物質の総称です。

光化学オキシダントは晴れた日中に多く発生し、春から秋に高くなります。いずれの測定局も環境基準を達成していませんが、光化学スモッグは発生していません。

また、昼間の日最高 1 時間値の年平均値の経年変化は横ばいで推移しています。

なお、光化学オキシダントが高くなる原因は、本市においては、光化学反応により生成される PAN などの人為的物質に起因するものより、成層圏オゾンの沈降などの影響の方が大きいと考えられます。

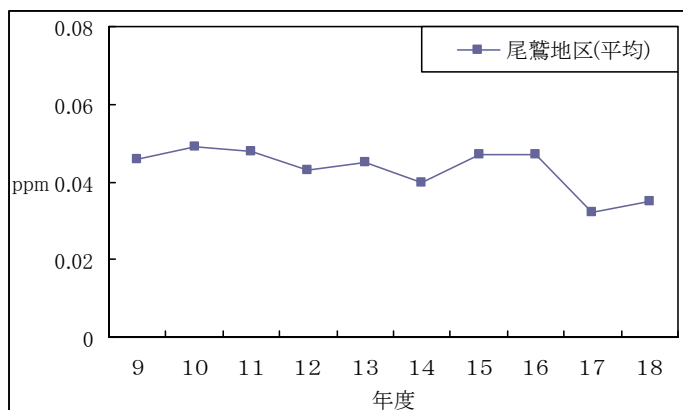


図-3.1.1.3 光化学オキシダイト (Ox) の経年変化

エ. 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素などの窒素酸化物は、燃焼に伴い、燃料や空気中の窒素が酸化されることによって発生します。

この二酸化窒素は、呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなります。発生原因が広範囲であるため対策が難しく、二酸化硫黄のような著しい改善はみられません。

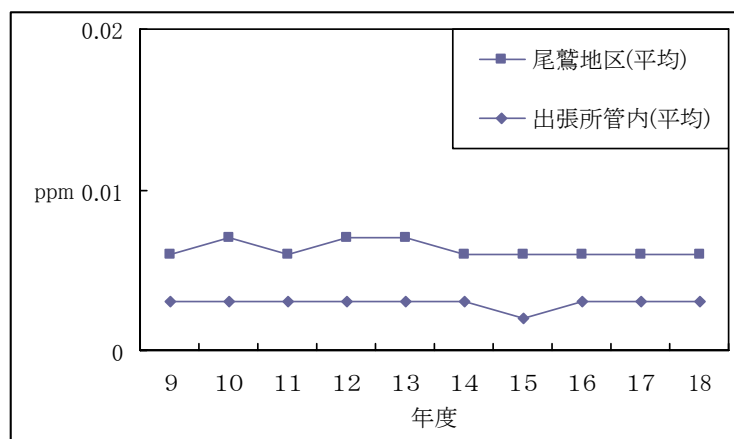


図-3.1.1.4 二酸化窒素の経年変化

本市においては、環境基準及び三重県の目標値は達成して

いますが、交通量が増大する朝夕には濃度が高くなっており、自動車排ガスの影響が懸念されます。ちなみに、自動車排ガスの影響を受けやすい中心部と幹線道路沿いで高くなっています。

18年度の各測定局の年平均値は、それぞれ 0.002～0.008ppm です。

窒素酸化物の削減は、大気保全の重要な課題であり、工場等の規制、自動車排ガスの規制以外に、自動車使用の自粛など私たちの生活様式の見直しも必要です。

オ. 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は不完全燃焼によって発生し、自動車の排ガスが主な発生源となっています。体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を妨げ、中枢神経を麻痺させたりします。

本市では環境基準を達成しており、18年度の年平均値は 0.3ppm と横ばいで推移しています。

カ. 炭化水素 (HC)

炭化水素は、炭素と水素からなる化学物質の総称です。炭化水素には、非メタン炭化水素とメタンがあります。非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因の一つとなっています。また、メタンは二酸化炭素などとともに「温室効果ガス」の一つです。

非メタン炭化水素の午前6時から9時における年平均値は、近年、横ばいで推移しています。

キ. 風向・風速

本市の市街地域は、東側に開けた東西方向の大きな谷間に位置しているため、この地形に沿った東西方向の風が多くなっています。

また、風速は山地の影響により弱くなっています。



大気環境測定器



中央監視室



ク．酸性雨

近年、酸性雨は国境を越えた大気汚染として問題となっており、我が国においても、関東地域における杉枯れ現象との関連で、広域的汚染として注目され、各地で測定が行われています。降水が大気中の炭酸ガス（約 330ppm）などと平衡を保つ酸性度は約 pH5.6 程度であることから、現在では、pH5.6 以下の雨を酸性雨と呼んでいます。

本市でも環境省が実施している、ろ過式採取装置により 1 週間毎に試料を回収する方法で降水を採取し、pH などを測定しています。pH の年平均値は、4.98 と酸性の値を示していますが、今のところ、市内で酸性雨の被害は報告されていません。

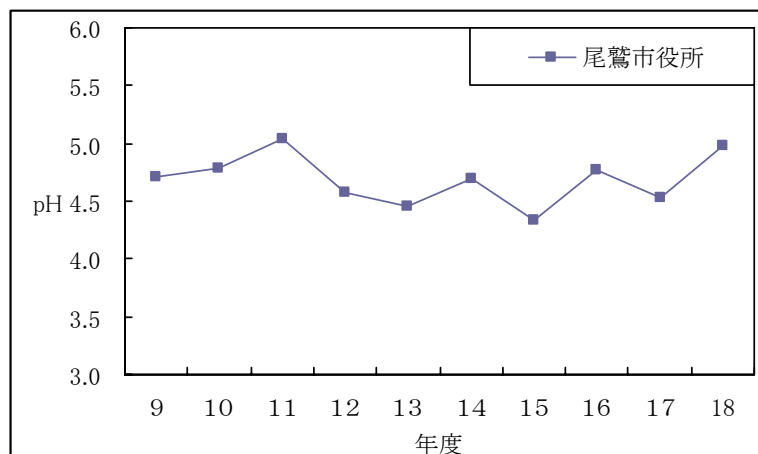


図-3.1.1.5 降水の pH の経年変化

ケ．降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に浮遊しているばい煙や粉じんなどが自重や雨の作用によって地上に落ちたものをいいます。

本市の降下ばいじん総量の経年変化は、横ばいで推移しています。

コ．浮遊粒子状物質

S P M自動測定機による浮遊粒子状物質の測定方法とは異なり、サイクロンシュルター付きローボリウムエアサンプラーを使用し、1 ヶ月間連続捕集により測定するものです。

年平均値は、経年的には概ね横ばいで推移しています。



FKS-LOWVOL エアーサンプラー

2 水質汚濁

水質汚濁は、工業・農業などの事業活動や家庭生活など人の活動に伴う排水によって、河川・湖沼や海域などの公共用水域や地下水が汚染され、水道用水・工業用水・農業用水等の水利用に支障をきたしたり、悪臭の発生など人の健康や生活環境に影響をおよぼします。

本市では、公共用水域の汚濁状況を把握するために、河川・下水路・海域で水質調査を行っています。

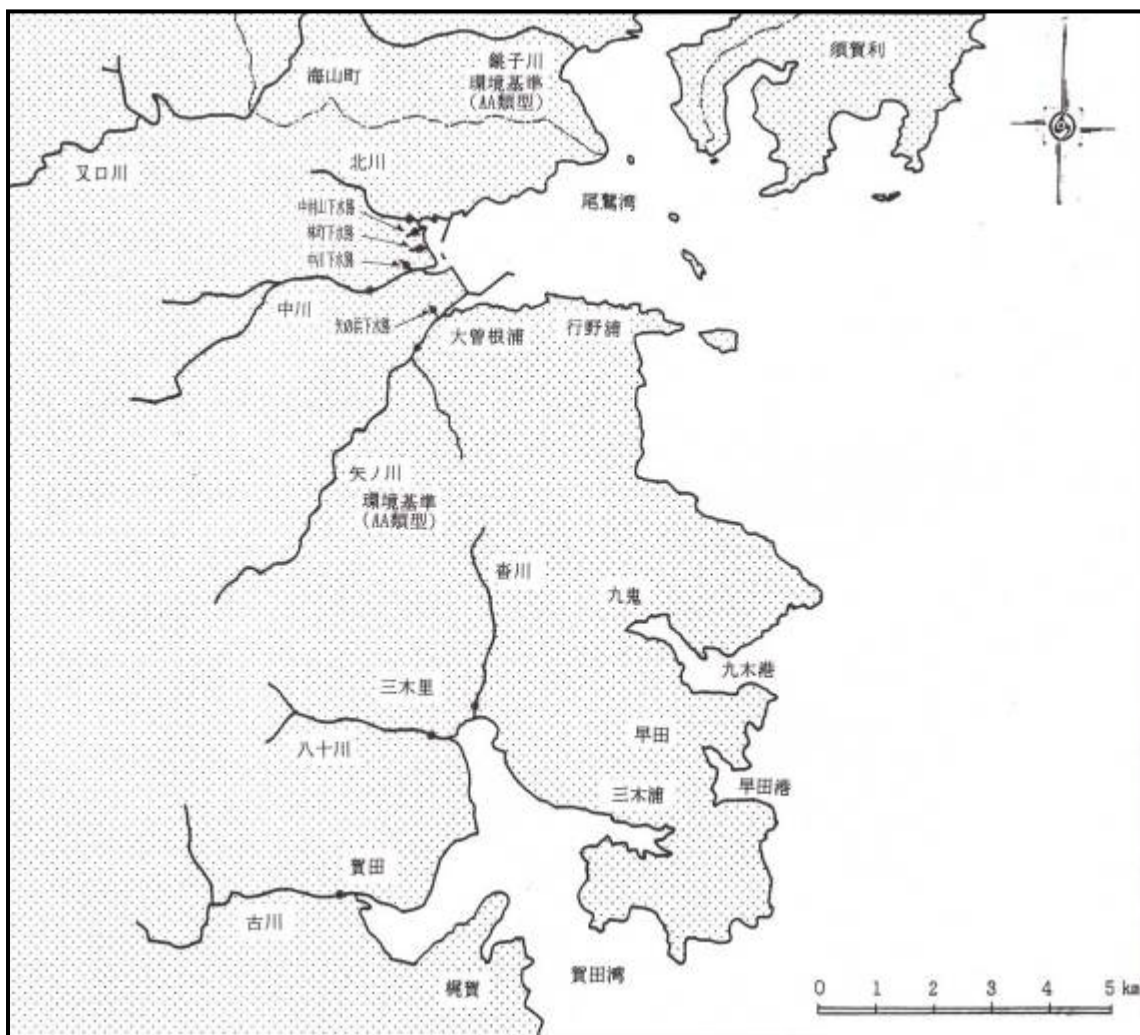


図-3.1.2.1 公共用水域調査測点（河川・下水路）

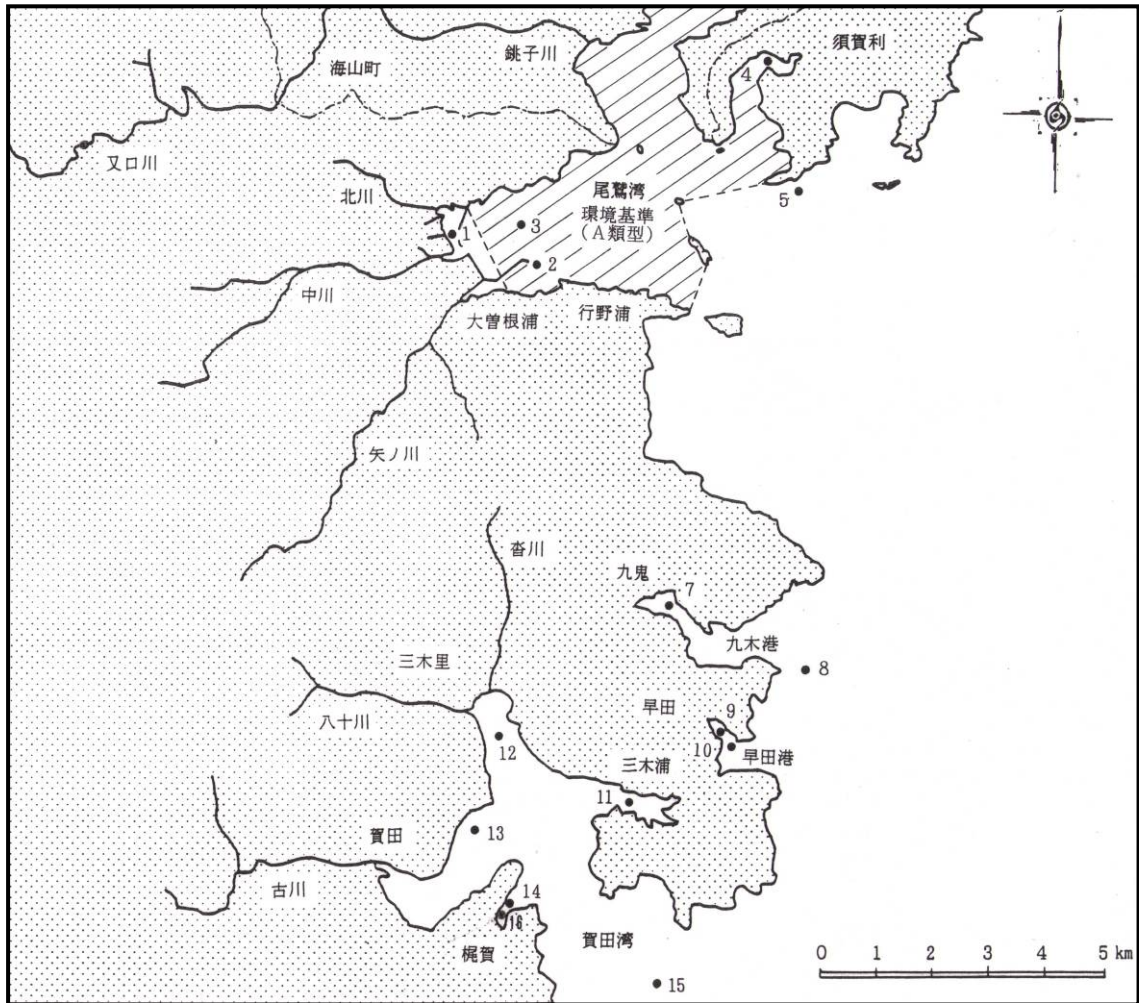


図-3.1.2.2 公共用水域調査測点（海域）

尾鷲湾



尾鷲港

調査測点一覧

(平成19年4月1日現在)

測 点 測定項目		海 域				河 川							下 水 路			
		尾鷲湾	九木港	早田港	賀田湾	北川	中川	矢ノ川	又口川	沓川	八十川	古川	中村山	林町	中川	矢ノ浜
一般項目	流量	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	水温	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	透視度	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	pH	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	DO	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	SS	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	COD	◎	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
	BOD	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○
	塩化物イオン	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大腸菌群数	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊項目	窒素化合物	◎	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○
	リン化合物	◎	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○
	界面活性剤	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	●	●	●	●
	油分	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	●	●	●	●

(注) 測定頻度 ◎ 月1回 ○ 年4回 ● 年1回



(1) 環境基準

公共用水域の水質については、利水目的に応じた水質の確保や生活環境を守ることを目的として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。環境基準は、人の健康を守るために維持することが望ましい基準（健康項目）と、生活を守るために維持することが望ましい基準（生活環境項目）の2つからなっています。

健康項目はすべての公共用水域に適用されますが、生活環境項目については、河川・湖沼・海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれ水域別に環境基準が定められています。

地下水については、平成9年3月13日に水質汚濁に係る環境基準が設定されています。

表-3.1.2.1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基 準 値	項 目 名	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
クロム（六価）	0.05 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	ふ っ 素	0.8 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	ほ う 素	1 mg/ℓ以下

表-3.1.2.2 生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼を除く）〕

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物質 量 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌 群 数
AA	水道1級、自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN /100ml 以下
B	水道3級、水産2級、およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5000MPN /100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級、およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水およびE以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が 認められ ないこと	2mg/ℓ 以上	—

- 注) (1) 基準値は日間平均値とする。(以下同じ)
- (2) 利用目的の適応性は次による。
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- (3) 農業用利水点については、PH 6.0 以上、7.5 以下、DO は 5 mg/l 以上とする。

表-3.1.2.3 生活環境の保全に関する環境基準 [海域]

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (BOD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌 群 数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1000MPN /100ml 以下	検 出 さ れ ないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検 出 さ れ ないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（２）公共用水域の水質汚濁の現況

本市の公共用水域は二級河川 7 水系 32 河川、単独水系 36 河川と海岸線約 100 kmで構成され、市内を流れる河川はすべて熊野灘に流入しています。水質汚濁に係る環境基準の類型指定は昭和 50 年 4 月 11 日に矢の川全域がAA類型に、海域では尾鷲湾の一部を除く水域がA類型に指定されています。

市内の公共用水域は環境基準（生活環境項目）未指定水域が多いため、それらの水域を含めて水質調査を実施しています。

平成 18 年度における公共用水域の水質は以下に示すとおりです。

(3) 水質調査結果

ア. 河川

河川水質調査は、水域類型指定されている矢の川を含め、7つの河川で行っています。平成18年度の河川の水質調査結果(生活環境項目)は表-3.1.2.4に示すとおりです。

公共用水域の水質汚濁では、生活排水などによる有機性汚濁が大きな問題となっています。河川の代表的な有機性汚濁の指標であるBODは、有機物が微生物によって分解される時に酸素が消費されることを利用して、水中の酸素量の変化から有機物の量を把握するもので、BODの値が高くなるほど汚れていることになります。



矢の川

表-3.1.2.4 河川水質調査結果

項目 測点	流量 m ³ /日	透視度 cm	PH	DO mg/l	SS mg/l	BOD mg/l	大腸菌群数 個/100ml	油分 mg/l	TN mg/l	TP mg/l	界面活性剤 mg/l
又口川	97,000	30	6.9	9.3	0.2	0.2	5	0.5	0.07	0.002	0.01
北川	86,000	26	6.6	6.9	8.3	13	24,000	0.5	1.4	0.055	0.11
中川	44,000	30	6.8	9.2	0.3	0.6	270	0.5	0.33	0.011	0.01
矢の川	140,000	30	7.1	9.6	0.8	0.8	49	0.5	0.26	0.002	0.01
沓川	14,000	30	6.5	8.8	0.3	0.3	290	-	-	-	-
八十川	56,000	30	6.7	9.1	1.0	0.2	59	-	-	-	-
古川	150,000	30	7.0	9.5	0.8	0.4	160	-	-	-	-

本市の河川の汚濁状況をBOD値を指標にみると、下水路化している北川を除いて、BOD値は0.2~0.8mg/lと環境基準AA類型に該当する水質を維持しています。流域人口が最も多い北川はBOD値が13mg/lと依然市内河川では最も汚濁が著しい河川になっています。

表-3.1.2.5 大腸菌群数の経年変化

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
又口川	11	8	6	6	4	7	5	41	13	5
北川	44,000	37,000	140,000	17,000	39,000	5,000	2,500	34,000	1,000	24,000
中川	5,700	4,800	1,000	660	150	860	2,400	680	4,100	270
矢の川	45	17	37	12	22	15	6	84	55	49

イ. 下水路

生活排水等の汚れの状況を最も身近に反映する下水路の水質について、市内４ヶ所で調査を行っています。平成 18 年度は、表-3.1.2.6 に示すように、中川下水路の BOD 値が 39mg/l、林町下水路が 32mg/l と高い値を示し、依然として汚濁の著しい下水路となっています。

表-3.1.2.6 下水路水質調査結果

項目 測点	流量 m3/日	透視度 cm	PH	DO mg/l	SS mg/l	BOD mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml	油分 mg/l	TN mg/l	TP mg/l	界面活性剤 mg/l
中村山下水路	-	30	6.2	4.8	5.3	17	13,000	0.9	3.7	0.25	0.38
林町下水路	280	24	6.5	3.8	16	32	96,000	0.7	6.4	0.68	10
中川下水路	590	27	6.7	4.0	12	39	31,000	1.0	6.0	0.65	9.5
矢ノ浜下水路	41,000	30	6.4	7.0	2.1	1.3	3,200	0.5	0.27	0.004	0.24

表-3.1.2.7 大腸菌群数の経年変化

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
中村山下水路	270,000	79,000	1,600,000	200,000	74,000	2,000	2,400	19,000	800	13,000
林町下水路	43,000	32,000	890,000	85,000	410,000	7,500	2,000	170,000	15,000	96,000
中川下水路	57,000	430,000	890,000	130,000	410,000	14,000	4,200	120,000	15,000	31,000
矢ノ浜下水路	4,100	3,800	23,000	4,900	3,800	430	5,100	69,000	3,400	3,200

ウ. 海域

本市の沿岸部は熊野灘に面し、尾鷲湾、賀田湾の２海湾と九木・早田港からなっており、いずれも閉鎖的な水質環境となっています。

海域水質調査は尾鷲湾で５測点、賀田湾６測点、九木・早田港４測点の計 15 測点で行っています。

尾鷲湾の５測点のうち３測点が環境基準 A 類型に指定されていますが、平成 18 年度の調査結果では、３測点とも溶存酸素量がやや低いものの、COD 値を指標にみると尾鷲湾の指定水域３測点では環境基準に適合しています。



須賀利港

賀田湾、九木・早田港は環境基準の類型指定がされていませんが、環境基準A類型（COD 2.0 mg/l 以下）程度の良好な水質を維持しています。

表-3.1.2.8 海域水質調査結果

項 目 測 点	類型指定	適合状況	透明度 m	PH	DO mg/l	COD mg/l	COD75% mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml	油分 mg/l	TN mg/l	TP mg/l	界面活性剤 mg/l
St.1 尾鷲港内			3.8	8.0	7.0	1.8	1.8	300	0.5	0.21	0.028	0.01
St.2 シーバス先端	A	不適合	6.7	8.2	7.4	1.4	1.5	64	0.5	0.19	0.010	0.01
St.3 尾鷲湾中央	A	不適合	6.8	8.2	7.4	1.4	1.6	64	0.5	0.17	0.011	0.01
St.4 須賀利港内	A	不適合	10.7	8.2	7.1	1.2	1.4	22	0.5	0.13	0.012	0.01
St.5 尾鷲湾口			11.5	8.2	7.2	1.2	1.4	8	0.5	0.15	0.011	0.01
St.7 九木港内			10.8	8.2	7.0	1.0		13	0.5	0.12	0.012	0.01
St.8 九木港口			10.0	8.2	7.5	1.1		5	0.5	0.30	0.015	0.02
St.9 早田港内			8.4	8.2	7.1	0.8		80	0.5	0.21	0.020	0.01
St.10 早田港口			8.5	8.2	7.1	1.2		21	0.5	0.25	0.017	0.01
St.11 三木浦港内			8.0	8.2	7.3	1.4		14	0.5	0.09	0.019	0.02
St.12 三木里港口			9.0	8.2	7.3	1.3		3	0.5	0.17	0.013	0.03
St.13 古江港内			8.8	8.3	7.4	1.0		1	0.5	0.12	0.007	0.01
St.14 梶賀港口			10.5	8.2	7.4	1.3		1	0.5	0.15	0.010	0.02
St.15 賀田湾口			14.8	8.3	7.4	1.4		0	0.5	0.12	0.014	0.03
St.16 梶賀港内			4.5	8.2	6.9	1.0		74	0.5	0.31	0.017	0.03

早田港



九木港

3 騒音・振動

騒音や振動に対する評価は、健康状態・心理状態・人の感覚によるところが大きく、感じ方はさまざまで、同じ音でも全く気にならないと感じる人もいれば不快や苦痛を感じる人もいます。このように音に対する主観的な反応を基準として考えて行くことが困難であるため、騒音規制法では音の大きさに着目して規制されています。

一般に騒音公害は工場騒音と近隣騒音に大別されますが、その影響は音質、作業内容、生活環境、心理状態などによって大きく異なります。

本市には、火力発電所等の大規模工場、事業場をはじめ、さまざまな業種の工場、事業場が立地していますが、近年では大規模工場、事業場に起因する苦情件数が減少した反面、その他の工場、事業場及び近隣騒音に係る苦情件数の占める割合が大きくなっています。



表-3.1.3.1 騒音の大きさの例

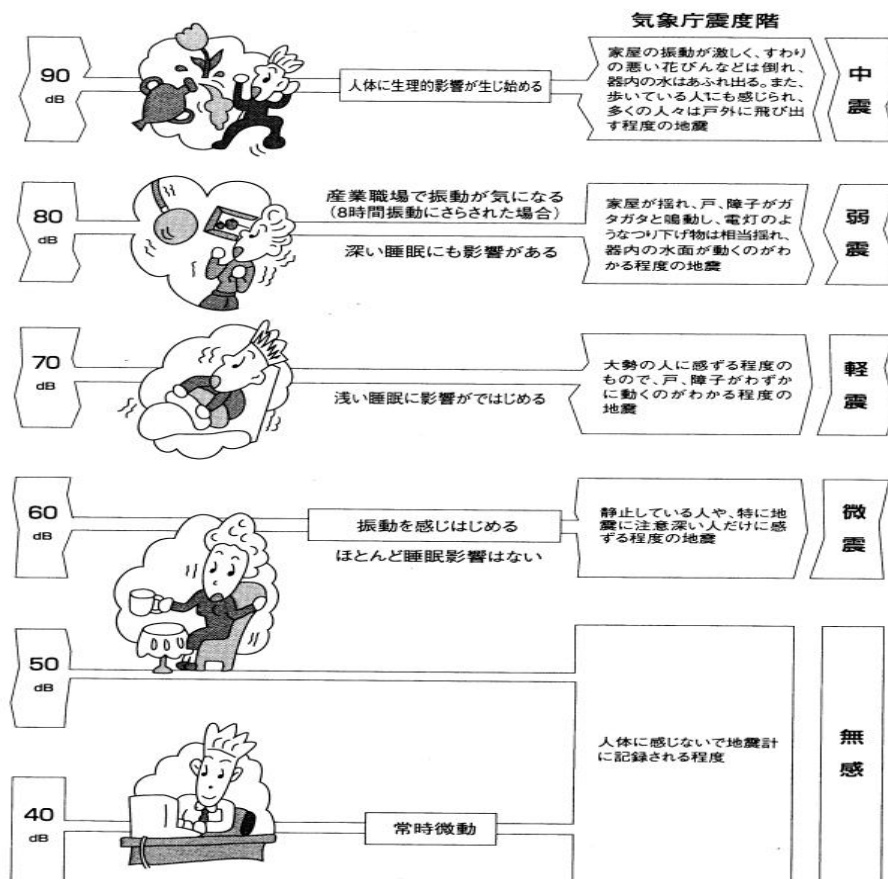


表-3.1.3.2

振動による影響

(1) 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、以下に示す環境基準が定められています。

本市においても騒音規制法に基づく規制地域に準じ平成11年4月、A及びC地域が図-3.1.3.1のとおり定められています。

a) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	時 間 の 区 分		地域の類型の該当地域
	昼 間	夜 間	
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	60デシベル以下	45デシベル以下	近隣商業地 商業地 準工業地域 工業地域

ｂ）騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の類型の該当地域
	午前 6 時～ 午後 1 0 時	午後 1 0 時～ 午前 6 時	
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル以下	5 5 デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B 地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下	近隣商業地 商業地 準工業地域 工業地域

注）この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下
備考 個別の住居地において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認めるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 4 5 デシベル以下、夜間にあっては 4 0 デシベル以下）によることができる。	

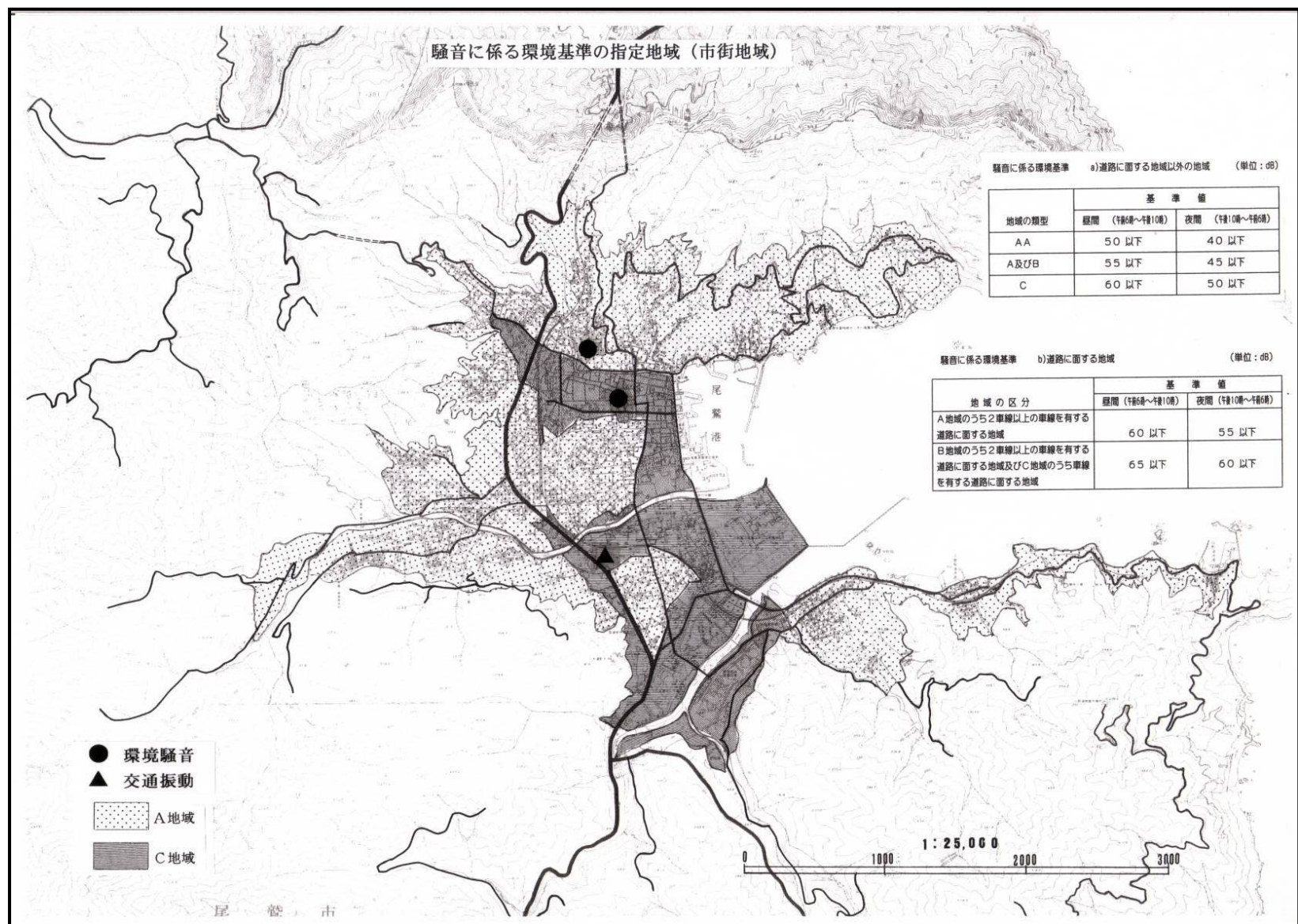


図-3.1.3.1 騒音に係る環境基準の指定地域及び測定地点

(2) 騒音・振動測定結果

ア. 環境騒音

環境騒音実態調査は昭和 49 年以降毎年実施しており、平成 18 年度においても環境基準の適合状況の把握を目的に、尾鷲地区 2 地点で行っています。調査は、図-3.1.3.1 に示すように指定地域別に A 地域で 1 点、C 地域で 1 点の調査地点を定め、24 時間の測定を行いました。各調査地点の状況は次に示すとおりで、2 地点とも昼間・夜間において環境基準に適合しています。

表-3.1.3.3 環境騒音測定結果

測定地点：宮之上小学校下

区分	観測時間	時間帯 区分	有効実測 時間(秒間)	等価騒音レベル L _{seq}	時間率騒音レベル					騒音レベル最大値 L _{Amax}
					L _{A50}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A90}	L _{A95}	
1	09~10	2	600	45.4	44.4	48.3	46.9	40.9	39.7	65.7
2	10~11	2	600	43.4	39.3	47.8	46.0	35.9	35.3	72.2
3	11~12	2	600	40.7	38.6	45.4	43.6	35.6	35.0	55.7
4	12~13	2	600	46.7	43.7	48.9	47.4	40.7	39.9	69.8
5	13~14	2	600	44.1	41.1	47.2	45.6	38.5	37.8	68.6
6	14~15	2	600	41.9	37.9	46.4	44.2	35.4	34.9	62.2
7	15~16	2	600	46.3	42.3	49.9	47.5	39.4	38.9	69.0
8	16~17	2	600	48.5	43.9	53.7	51.1	38.2	36.7	70.3
9	17~18	2	600	40.5	37.5	45.9	43.6	34.6	34.0	55.6
10	18~19	2	600	39.0	37.3	43.0	41.0	33.7	32.9	59.2
11	19~20	2	600	36.9	35.2	41.2	39.1	33.3	33.0	57.4
12	20~21	2	600	35.3	33.2	39.1	36.9	31.7	31.4	57.0
13	21~22	2	600	34.7	33.3	37.2	35.9	31.9	31.7	60.2
14	22~23	4	600	39.9	34.2	46.9	44.1	31.9	31.5	59.9
15	23~00	4	600	34.5	33.2	38.1	37.6	30.0	29.8	42.8
16	00~01	4	600	31.3	30.6	33.7	33.0	29.3	29.1	41.7
17	01~02	4	600	30.0	29.6	31.8	31.1	28.6	28.4	40.1
18	02~03	4	600	29.1	28.8	30.2	29.9	28.2	28.1	39.7
19	03~04	4	600	32.8	30.5	34.6	33.5	29.1	28.9	59.8
20	04~05	4	600	33.5	32.4	36.3	35.4	30.8	30.5	48.0
21	05~06	4	600	33.8	33.2	36.9	36.5	31.6	31.3	42.0
22	06~07	2	600	38.0	34.2	41.3	37.8	32.8	32.5	56.2
23	07~08	2	600	39.5	38.5	43.3	42.2	34.4	33.1	48.7
24	08~09	2	600	41.9	38.8	46.4	44.2	35.3	34.6	66.3
昼	6~22	2								
夜	22~6	4								

表-3.1.3.4 環境騒音測定結果

測定地点：金助屋薬局横

区分	観測時間	時間帯 区分	有効実測 時間(秒間)	等価騒音レベル L _{seq}	時間率騒音レベル					騒音レベル最大値 L _{Amax}
					L _{A50}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A90}	L _{A95}	
1	09~10	2	600	44.5	36.7	46.6	43.2	34.3	33.8	67.5
2	10~11	2	600	39.8	35.2	42.6	40.3	33.4	33.1	67.5
3	11~12	2	600	37.9	34.3	42.8	40.7	32.7	32.5	57.4
4	12~13	2	600	40.1	35.3	43.4	40.9	33.0	32.6	70.2
5	13~14	2	600	44.3	36.7	47.9	44.3	33.6	33.2	67.3
6	14~15	2	600	39.0	35.1	43.2	40.7	33.3	33.1	59.5
7	15~16	2	600	39.4	35.7	44.3	42.1	33.3	32.9	62.8
8	16~17	2	600	41.9	37.3	46.5	43.6	34.7	34.3	66.5
9	17~18	2	600	44.5	37.9	46.9	43.8	34.9	34.4	72.5
10	18~19	2	600	37.6	35.8	41.7	39.9	33.7	33.3	53.4
11	19~20	2	600	36.8	34.7	40.8	38.6	33.3	33.0	53.4
12	20~21	2	600	35.9	34.7	38.9	37.7	33.3	33.0	56.0
13	21~22	2	600	35.0	33.5	37.2	36.0	32.7	32.5	61.8
14	22~23	4	600	36.0	33.5	40.0	37.7	32.5	32.3	52.5
15	23~00	4	600	34.0	33.1	36.5	35.4	32.6	32.4	43.2
16	00~01	4	600	32.1	31.8	33.1	32.7	31.2	31.1	44.0
17	01~02	4	600	31.8	31.4	33.5	32.7	30.9	30.7	43.2
18	02~03	4	600	31.6	31.2	32.7	32.0	30.7	30.6	42.8
19	03~04	4	600	31.3	31.1	32.0	31.7	30.7	30.6	41.3
20	04~05	4	600	32.0	31.8	33.4	32.8	31.3	31.1	36.4
21	05~06	4	600	31.7	31.5	33.0	32.4	30.8	30.7	36.1
22	06~07	2	600	35.0	34.3	36.5	39.5	33.0	32.8	54.3
23	07~08	2	600	44.7	35.3	44.8	41.3	33.7	33.4	68.9
24	08~09	2	600	40.6	35.9	43.4	41.2	33.8	33.4	70.9
昼	6~22									
夜	22~6									

イ. 交通振動

交通振動実態調査は、昭和 49 年以降毎年実施しています。調査は、図-3.1.3.1 に示すように、2 車線以上若しくは幅員 5.5m 以上の路線を対象として、国道 42 号沿いの 1 地点で昼間、夜間の各時間帯に測定を行っています。この測定地点で調査を始めた平成 13 年度より今回の平成 18 年度までの調査結果では、昼間と夜間においてすべて環境基準に適合しています。



表-3.1.3.5 交通振動調査結果

測定地点：三重日産株前

区分	開始時間	時間帯 区分	有効実測 時間(秒間)	振動レベル (dB)	交通量(台／10分)		
					大型車	小型車	二輪車
1	11:07	2	600	40	9	168	3
2	14:04	2	600	41	12	172	1
3	17:56	2	600	33	4	208	0
4	20:07	4	600	31	6	86	2
5	23:05	4	600	30未満	1	33	0
6	2:34	4	600	30未満	3	5	1
7	6:28	4	600	36	7	85	2
8	8:10	2	600	36	13	241	4
昼	8～19	2					
夜	19～8	4					

(3) 規制地域と規制基準

特定工場などにおいて発生する騒音の規制地域については、騒音規制法第 3 条の規定により、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を規制地域として指定しなければならないとされています。

本市においても、昭和 49 年 4 月県告示により、図-3.1.3.2 のとおり規制地域が定められています。

騒音規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場は、規制地域内では表-3.1.3.6 に示す規制基準の適用を受けることになります。

更に、三重県生活環境の保全に関する条例では、指定施設を有する工場・事業場は表-3.1.3.7 及び表-3.1.3.8 に示す規制基準の適用を受けます。

また、同条例では、飲食店等営業に伴う騒音の規制基準を表-3.1.3.9 のとおり定め、更に音響機器については、外部に音が漏れない営業所以外は午後 10 時から翌日の午前 6 時まで使用を制限しています。（昭和 52 年 6 月、一部地域変更）

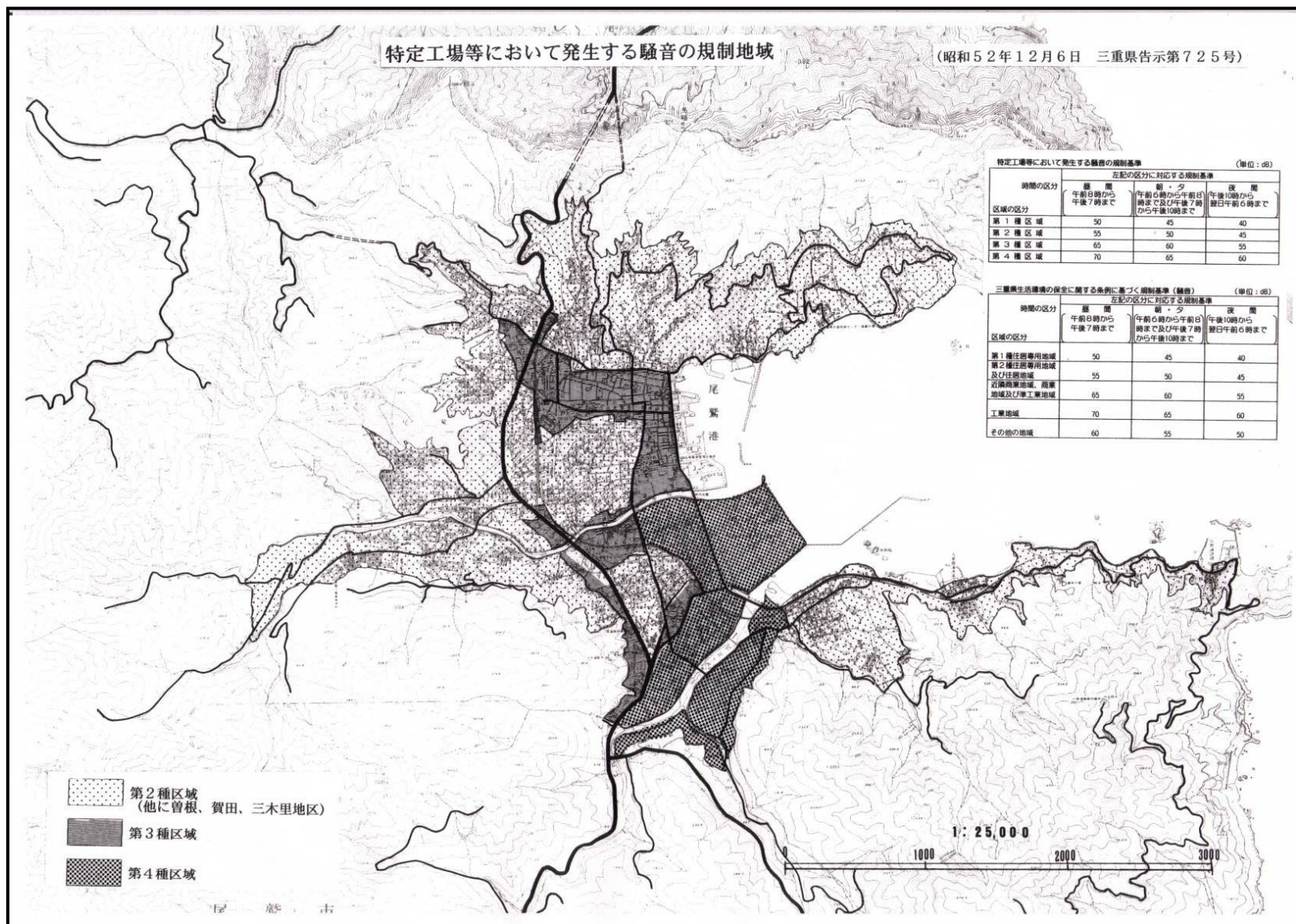


図-3.1.3.2 特定工場等において発生する騒音の規制地域

表-3.1.3.6 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼 間 〔午前 8 時から 午後 7 時まで〕	朝 ・ 夕 〔午前 6 時から午前 8 時 まで及び午後 7 時から 午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から 翌日午前 6 時まで〕
第 1 種 区 域	50	45	40
第 2 種 区 域	55	50	45
第 3 種 区 域	65	60	55
第 4 種 区 域	70	65	60

表-3.1.3.7 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（騒音）

時間の区分 区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼 間 〔午前 8 時から 午後 7 時まで〕	朝 ・ 夕 〔午前 6 時から午前 8 時 まで及び午後 7 時 から午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から 翌日午前 6 時まで〕
第 1 種住居専用地域	50	45	40
第 2 種住居専用地域 及び住居地域	55	50	45
近隣商業地域、商業 地域及び準工業地域	65	60	55
工業地域	70	65	60
その他の地域	60	55	50

表-3.1.3.8 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準（振動）

時間の区分 区域の区分		左記の区分に対応する規制基準	
		昼間（午前 8 時から 午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から 翌日午前 8 時まで）
1	第一種住居専用地域・第二種住居 専用地域及び住居地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
2	近隣商業地域・準工業地域・工業 地域及びその他の地域(工業専用地 域を除く)	6 5 デシベル	6 0 デシベル

* 用途地域 ー 未 指 定

表-3.1.3.9 飲食店営業に伴う騒音の規制基準

22:00～翌 6:00 (単位：dB)

区域の区分	規制基準
第1種住居専用地域	40
第2種住居専用地域及び住居地域	45
近隣商業地域・商業地域及び準工業地域	55
工業地域	60
その他の地域	50

(4) 【特定】建設作業

【特定】建設作業を伴う建設工事を実施しようとする場合は、騒音・振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、【特定】建設作業を開始する日の7日前までに届出が必要となります。騒音・振動の大きさや作業禁止日などのほか、指定地域別に作業禁止時間、連続作業日数などがそれぞれ定められています。

【特定】建設作業の種類は次のとおりです。

騒音	振動
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	1. くい打機（もんけん及び圧入式を除く）、くい抜機（油圧式を除く）、又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業
2. びょう打機を使用する作業	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	3. 舗装版砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該2作業に係る地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15Kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使	4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m

用する作業を除く)	を超えない作業に限る)
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る）、又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	
6. バックホウを使用する作業（原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る）	摘 要
7. トラクターショベルを使用する作業（原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る）	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
8. ブルドーザーを使用する作業（原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る）	【関連告示】 ・ 環 境 庁 告 示 第 54 号 (平成 9 年 9 月 22 日) ・ 建 設 省 告 示 第 1536 号 (平成 9 年 7 月 31 日) ・ 建 設 省 告 示 第 1702 号 (平成 9 年 9 月 22 日)

4 悪臭

悪臭とは、腐った魚のにおいなどのように、人に不快感や嫌悪感を与える感覚的な公害の代表的なものです。私たちは、さまざまなにおいの中で日常生活を送っています。くだものの良いにおいによって食欲が増進され、腐ったようなにおいで食べ物が腐敗したことを知ります。このようなにおいのもとになる物質には数十万もの種類があるといわれているほどです。感覚的な公害である悪臭は、人体への影響や心理的影響については人により異なることや、住民の悪臭に対する評価が生活様式、健康状態などにより異なること、更に、発生源が多種多様であることなどから、防止策が困難となっています。

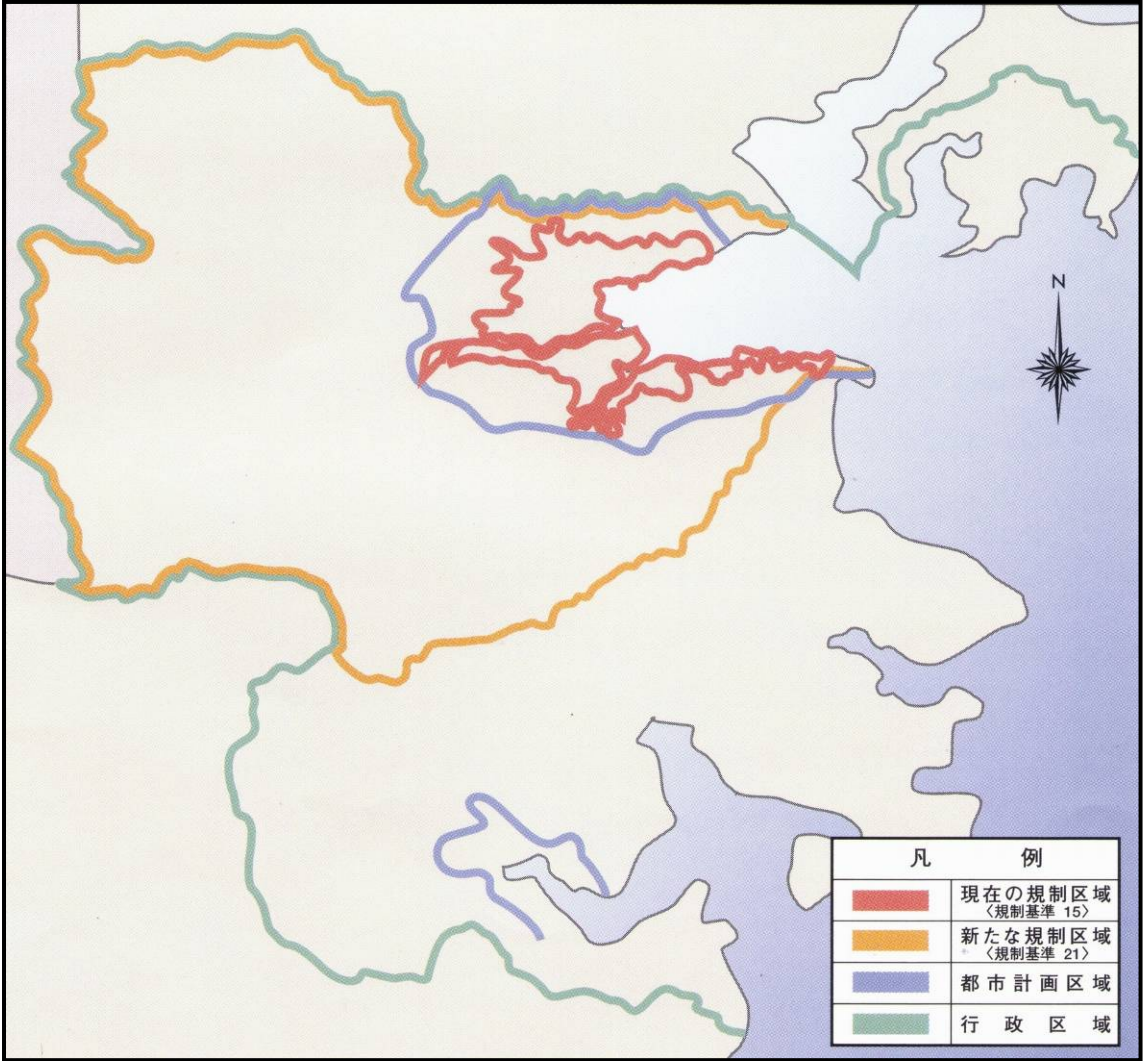
悪臭防止法では、規制地域内にあるすべての工場・事業場を対象として、アンモニア、硫化水素など 22 物質を特定悪臭物質として敷地境界で規制しています。

本市では、平成 10 年 8 月から規制地域を拡大し、人の嗅覚を利用した嗅覚測定法による臭気指数で規制しています。

表-3.1.4.1 臭気指数規制による規制基準

事業場の敷地境界線の地表における規制基準			事業場から排出される排水に含まれるものの 当該事業場の敷地外における規制基準		
	1 種区域	2 種区域		1 種区域	2 種区域
臭気指数	15	21	臭気指数	31	37

図-3.1.4.1 臭気指数による規制地域



5 公害苦情

公害苦情は、工場・事業場や建設作業などの事業活動に伴って発生する産業型の公害と、生活排水等による水質汚濁、交通公害、ごみ問題などの都市生活型の公害に分けられます。

苦情の申立ては、感覚的・心理的なものや人の健康、財産への影響などさまざまですが、いずれも地域住民の生活に密接した問題です。

このため公害苦情の適切な処理は、住民の生活環境保全のためにも、また公害紛争の未然防止のためにも極めて重要なことです。

表-3.1.5.1 公害苦情の推移

(単位：件)

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	不法投棄	その他	計
8	7	11	10	—	39	—	5	72
9	11	5	18	—	50	—	6	90
10	5	9	7	—	37	—	2	60
11	6	8	2	—	33	—	3	52
12	11	3	7	—	8	1	3	33
13	10	2	1	—	18	—	2	33
14	3	4	1	—	8	—	—	16
15	7	3	1	—	43	—	—	54
16	—	—	—	—	11	—	1	12
17	8	2	—	—	81	1	—	92
18	2	2	1	—	52	2	3	62



ごみの不法投棄

第 2 節 公害防止対策の推進

1 公害防止協定

公害防止協定とは、市が市内に立地しようとする企業、事業場と公害防止を目的として結んだ取り決めです。

本市においては、公害防止のために特に必要があると認める特定の工場、事業場との間に公害防止協定を結んでいます。



石油工場と火力発電所

2 大気汚染に係る緊急時の措置

大気汚染防止法第 23 条の規定に基づき、三重県で定められた大気汚染緊急時対策実施要綱の他に、本市では、大気汚染による住民の健康又は環境に係る被害を未然に防止するため、「尾鷲市大気汚染監視要綱」を設け、緊急時の事態と措置を定めています。

表-3.2.2.1 緊急時の事態

措置区分 対象物質	予 備 警 報	警 報
硫黄酸化物	測定局において1時間値 0.05ppm 以上の状態になった とき	測定局において1時間値 0.08ppm 以上の状態になった とき
二酸化窒素	測定局において1時間値 0.15ppm 以上の状態になった とき	測定局において1時間値 0.25ppm 以上の状態になった とき

表-3.2.2.2 緊急時の措置

措置区分 対象物質	予 備 警 報	警 報
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量の削減 体制をとること	硫黄酸化物の排出量を通常 時の 20%削減すること
二酸化窒素	燃料使用量の削減等の体制 をとること	燃料使用量を通常時の 20% 削減又はこれと同等の措置を 講ずること

3 特定施設

表-3.2.3.1に示す施設を設置しようとするときは、施設の大きさなどにより、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法などの関係法令に基づく届出が必要です。

その場合は、三重県尾鷲農林水産商工環境事務所又は尾鷲市環境課までお問い合わせ下さい。



表-3.2.3.1 関係法令に基づく届出が必要な施設

分類	大気汚染防止法関係	水質汚濁防止法関係	騒音・振動規制法関係
該当施設	[ばい煙発生施設] ・ ボイラー ・ 加熱炉 ・ 溶鉱炉 ・ 乾燥炉 ・ 廃棄物焼却炉 - など [粉じん発生施設] ・ コークス炉 ・ 土石の堆積場 ・ ベルトコンベアー ・ 破砕機、摩砕機 ・ ふるい - など	・ 畜産業 (豚房施設、牛房施設など) ・ 水産食料品製造業 (原料処理、洗浄、湯煮施設など) ・ その他食品製造業 (原料処理、洗浄、湯煮施設など) ・ 飼料、肥料製造業 (原料処理、洗浄、圧搾施設など) ・ 製材 ・ 石油化学精製業 ・ 旅館、民宿 (厨房、洗浄、入浴施設) ・ レストラン、料理店 (厨房など) ・ 写真の現像所 ・ クリーニング業 ・ ガソリンスタンド (洗車施設など) ・ 印刷業 - など	・ 金属加工業 ・ 破砕機、摩砕機 ・ 空気圧縮機、送風機 ・ 印刷機 ・ 木材加工機 ・ 建設用資材製造機械 - など 〔建設作業に伴う届出は、別に定めています〕
備考	以上の施設を設置しようとするとき	以上の業の用に供する施設を設置しようとするとき	以上に該当する施設を設置しようとするとき

第Ⅳ章 環境保全に係る啓発など

第 1 節 環境月間記念行事

尾鷲グリーンクラブ・関係自治会の皆さんが中心となり、平成18年度は6月3日と12月2日に紀望通り・銀杏通りのフラワーボックスの花苗の植え替えを実施しました。その後、北川浄化運動の一環として、周辺自治会の皆さんとともに北川右岸のプランターの花苗の植え替えも行いました。



紀望通り



北川右岸

第 2 節 水生生物調査

水生生物の調査は、川に生息する水生昆虫等「肉眼でみることの出来る大きさ」のさまざまな生物（指標生物）を調査し、その結果から川の水の状態を知ろうとするものです。

調査は、昭和 62 年度以降、市街地を流れる中川において尾鷲自然研究会、尾鷲中学校科学技術クラブの各会員を中心に毎年夏期に行っています。

なお、平成 18 年度の参加者は 15 名でした。

年度	参加人員	水 質 階 級	
8	47	I	(きれいな水)
9	76	I	(きれいな水)
10	37	I	(きれいな水)
11	25	I	(きれいな水)
12	11	I	(きれいな水)
13	12	I	(きれいな水)
14	16	I	(きれいな水)
15	22	I	(きれいな水)
16	11	I	(きれいな水)
17	12	I	(きれいな水)
18	15	I	(きれいな水)



表-4.2.1.1 水生生物調査の結果

調査地点名			放水口 上流	黒淵橋 下流	発電所 下流	鮎止の滝 上流	湯小屋谷
指標生物			中川下流	中川中流	中川中流	中川上流	中川支流
水質階級 Ⅰ	1	アミカ					
	2	ウズムシ	○	●		○	●
	3	カワゲラ				○	●
	4	サワガニ					
	5	ナガレトビケラ	●	○		●	○
	6	ヒラタカゲロウ		○		○	
	7	ブユ				○	
	8	ヘビトンボ				○	○
	9	ヤマトビゲラ	●	●		●	
水質階級 Ⅱ	10	イシマキガイ					
	11	オオシマトビケラ					
	12	カワニナ					
	13	ゲンジボタル					
	14	コオニヤンマ					
	15	コガタシマトビケラ					
	16	スジエビ					
	17	ヒラタドロムシ					
	18	ヤマトシジミ					
水質階級 Ⅲ	19	イソコツブムシ					
	20	タイコウチ					
	21	タニシ					
	22	ニホンドロソコエビ					
	23	ヒル	○	○			
	24	ミズカマキリ					
	25	ミズムシ		○			
水質階級 Ⅳ	26	アメリカザリガニ					
	27	エラミズ	○	○			
	28	サカマキガイ					
	29	セスジユスリカ					
水質階級の判定	30	チョウバエ					
	水質階級		ⅠⅡⅢⅣ	ⅠⅡⅢⅣ	ⅠⅡⅢⅣ	ⅠⅡⅢⅣ	ⅠⅡⅢⅣ
	1.○印と●印の個数	3	11	421		7	4
	2.●印の個数	2		2		2	2
3.合計(1欄＋2欄)			5	116	21	9	6
この地点の水質階級は			Ⅰ	Ⅰ		Ⅰ	Ⅰ

(見つかった指標生物に○印、数が多かった上位から2種類(最大3種類)に●印)

放水口上流 — 階級Ⅰ(きれいな水)が3種類、Ⅲ(きたない水)が1種類、Ⅳ(大変きたない水)が1種類であり水質階級はⅠに相当。

黒淵橋下流 — 階級Ⅰが4種類、Ⅲが2種類、Ⅳが1種類となり水質階級はⅠに相当。

発電所下流 — 実施せず。

鮎止の滝上流 — 階級Ⅰが7種類で、水質階級はⅠに相当。

湯小屋谷 — 階級Ⅰが4種類で、この地点の水質階級はⅠに相当する。

環境行政のあゆみ

年 月 日	事 項
昭和	
36年 4月 7日	尾鷲市議会が中部電力㈱火力発電所及び石油工場誘致を決議
5月 1日	東邦石油㈱設立
5月	電源開発調整審議会にて火力発電所建設決定
10月	火力発電所用地造成工事始まる
11月	瀬木山取土工事による発破により付近住家に多大な被害発生
39年 1月20日	火力発電所 1 号機試運転開始
3月 6日	火力発電所 2 号機試運転開始
4月11日	火力発電所から排出されたススによる被害発生
7月31日	火力発電所 1 号機営業運転開始 (375MW)
9月18日	火力発電所 2 号機営業運転開始 (375MW)
11月	東邦石油㈱尾鷲工場操業開始 (4 万バレル/日)
40年 8月 3日	「ベルゲチャールズ号」漏油事故発生
43年 2月13日	「竜田丸」漏油事故発生
43年 2月	中部電力が火力発電所の増設計画を発表
5月	石油工場第 3 期工事完了 (65,000kℓタンク 2 基)
8月	中電火力は三号機増設計画に対する公害対策計画を提示する
10月	火力発電所のスス公害に補償
44年 2月 5日	火力発電所 3・4 号機年内着工を発表
10月23日	機構改革により「公害課」発足
12月	第51回電源開発調整審議会にて火力発電所 3・4 号機増設計画承認 なる
12月13日	火力発電所 1 号機集じん機完成
45年 4月12日	火力発電所 2 号機集じん機完成
5月 6日	二酸化硫黄 (SO ₂) 監視装置(テレメータシステム化)完成
10月	火力発電所 3・4 号機増設の反対運動激化 (46年 2 月まで)
46年 3月10日	市長が火力発電所 3・4 号機増設の見送りを表明
9月	金属腐食調査開始 (8ヶ所)
47年 1月 1日	機構改革により「公害課」から「環境保全課」に改称
1月10日	火力発電所 1 号機集じん機増設
5月20日	火力発電所 2 号機集じん機増設

年 月 日	事 項
47年 7月 1日	騒音規制区域の指定を受ける
7月22日	シーバース協定締結（三重県・尾鷲市・東邦石油）
11月17日	中部電力よりトタン・トイなどの金属腐食に対する見舞金配布
48年 1月 1日	機構改革により「環境保全課」から「公害対策課」に改称
1月19日	尾鷲湾で内航タンカー「第二英幸丸」爆発事故発生（死傷者3名）
1月	石油工場シーバース完成
3月 1日	悪臭規制地域の指定を受ける（矢浜・向井地域の一部）
3月27日	「第七光安丸」漏油事故発生
6月 5日	第1回環境週間（6月11日迄）
8月	悪臭規制地域の見直し
49年 5月 1日	騒音規制地域の見直し
12月10日	火力発電所1号機二段燃焼法と排ガス再循環法採用（窒素酸化物対策）
12月	石油工場増設計画（6万バレル/日）提出
50年 3月20日	火力発電所2号機二段燃焼法と排ガス再循環法採用（窒素酸化物対策）
4月 1日	尾鷲湾（Aの「ロ」）及び矢の川（AAの「イ」）が環境基準の類型指定を受ける
7月19日	矢浜公害対策協議会が石油工場のトッパー増設による移転計画に対し反対決議
9月25日	23万トン級タンカー（ワルト・アドミラル号）入港
12月19日	吉野熊野国立公園に尾鷲～熊野海岸線編入される
51年 4月 8日	火力発電所1号機排脱運転開始（官庁検査） 市が中部電力に対し排脱運転停止を申入れ
4月17日	火力発電所1号機排脱運転再開
6月 4日	火力発電所に係る公害防止協定調印（三重県・市・中部電力）
6月25日	火力発電所2号機排脱運転開始
7月15日	低周波空気振動調査開始（向井地区）
8月16日	石油工場の栈橋脱臭装置完成
12月	防災しゃ断道路建設工事着工
12月25日	テレメータ増強工事完成（従来のSO ₂ に加えてNO _x 及び煙源監視体制）

年 月 日	事 項
52年 4月 6日	石油工場に係る公害防止協定、災害防止協定、地域協力協定調印 (市・東邦石油 立会い：三重県)
4月	悪臭モニター (11名) による監視体制確立
6～7月	低周波空気振動モニター (20名) による監視体制確立
8月 3日	三重県公害対策協議会 (三公協) 尾鷲支部設立
12月 6日	火力発電所に係る公害防止協定改定調印
53年 1月 1日	振動規制地域の指定を受ける
5月18日	市議会総合開発特別委員会で火力発電所増設問題について審議される
6月 5日	向井環境整備促進委員会発足
6月12日	石油工場タンク移転について確認書調印 (向井公対協・東邦石油 立会い：市長)
54年 1月 1日	県が三木里海岸地先にハマチ養殖漁場を許可する
2月21日	尾鷲市環境問題協議会発足 (委員36名)
6月22日	環境現状調査費が市議会で可決
6月13日	尾鷲市水産公社化製場操業開始
7月30日	三木里海岸地先のハマチ養殖に反対する三木里住民 400人が市内デモ行進
9月 6日	市ゴミ焼却場と化製場操業に伴う銚子川の環境保全のための協定を締結 (市、銚子川漁協)
9月11日	環境現状調査の委託契約 (契約期間：54. 9. 1～55. 11. 30、現地調査54. 9～55. 10、完了報告56. 7. 28)
10月	環境庁 (三重大委託) のアンケートによる健康調査 (対象市内小中学校児童4, 500人)
11月27日	環境庁 (三重大委託) の健康調査で呼吸機能調査など健康診断 (対象500人)
55年 4月 1日	尾鷲市環境監視センター完成
4月17日	石油工場新ヤードナフサタンク建設工事起工
5月21日	環境監視センター竣工式 (鉄筋コンクリート 2 階建延べ614m ² 工費445百万円)
10月 5日	三重大医学部の健康調査結果判明「非汚染地域と変りない」
11月12日	環境庁の大気健康調査呼吸器機能検査

年 月 日	事 項
55年11月28日	防災遮断道路完成（延長572m、工費780百万円）
56年 2月 9日	低周波空気振動による異常振動尾鷲湾岸一帯に発生
3月31日	環境現状調査結果について三重県環境保全事業団が市議会全員協議会に報告
4月21日	異常振動再発生（原因究明の結果、発生源はタンカーと判明）
4月30日	尾鷲市環境問題協議会に対し環境現状調査の質疑検討会が開催される
6月10日	中部電力が火力発電所3・4号機の増設について正式に申入
9月15日	火力発電所構内においてC重油 400ℓ漏油事故発生
10月13日	中部電力から火力発電所3・4号機増設の施設計画と環境アセスメントの通知書提出
12月 9日	「尾鷲地域降雨汚れ問題検討委員会」発足（契約期間：56.12.9～57.3.31、現地調査57.4.20～6.21・57.9.1～10.20）
57年 1月26日	外航タンカー「グロビックブリテン号(86,648t)」による異常振動が尾鷲湾岸一帯に発生
3月	第4期建設工事完工（点検用予備タンク65,000kℓ1基、ナフサタンク移転 10,000kℓ2基(HN)、50,000kℓ2基(LN)）
3月20日	市議会において「火力発電所増設を積極的に検討する」ことが決議される
3月23日	市内各業界による「火力発電所3・4号機増設を進める会」が結成される
4月 1日	海岸防災道路（市道茶地岡向井線）開通（延長1,860m、幅員12～16m）
4月 1日	三重県公害防止条例改正によりカラオケ騒音が規制対象となる
4月 2日	向井公対協総会で石油工場ナフサタンク使用について同意
4月 2日	環境庁が実施した健康調査結果について三重大学医学部吉田克己教授から市議会に対し報告
6月17日	中部電力から火力発電所増設計画の変更（3号機のみに縮小）について申入れ
7月16日	尾鷲漁協総代会で火力発電所3号機増設反対を決議
7月27日	「尾鷲市火力発電所増設問題協議会」発足（委員71名）
8月20日	石油工場で漏油事故発生（重油 3,400ℓ）するが被害なし

年 月 日	事 項
57年 9月20日	防災しゃ断道路供用開始
11月12日	尾鷲柑橘の実態を把握し振興対策を検討する「尾鷲柑橘調査研究会」が発足
12月14日	中部電力が市議会全員協議会で火力発電所3号機増設計画について説明
12月17日	尾鷲材の現況把握と優良材生産研究のための「尾鷲材調査研究会」が発足（委員12名）
58年 3月23日	降雨汚れについて三重大学吉田教授が市議会全員協議会で報告
6月14日	中部電力が県と市に対し「環境影響評価の実施に関する通知書」を提出
7月 4日	尾鷲漁協が市長、議長宛に文書で「アセスメント拒否」の正式回答書を提出
8月31日	「アセスメント提出方の要請について」の署名簿提出（署名者19,715人）
9月 1日	行野にハマチ死魚処理場完成(処理能力1t/日)
10月 1日	石油工場常圧蒸留設備公称能力4万バレル/日から3.5万バレル/日に変更
59年 1月	モンゴイカ内臓物処理場計画について坂場地区などから反対の住民運動起こる
2月10日	尾鷲漁協通常総会開催「アセスメント検討について」可決
2月16日	中部電力から「環境影響評価準備書(アセスメント準備書)」提出
2月17日	アセスメント準備書周知公開（市内6ヶ所、縦覧者98人）
2月25日	アセスメント説明会開催（中央公民館講堂、参加者556人）
5月 8日	中部電力から「環境影響評価書」提出（5月14日まで縦覧17人）
5月24日	三重県がモンゴイカ内臓物処理場に操業を許可
6月 8日	市議会全協で火力発電所3号機増設を議決 尾鷲湾内3漁協（尾鷲、大曾根、行野）増設に同意
6月 9日	市が火力発電所3号機増設に関する同意書提出
27, 28日	尾鷲湾内3漁協同意書提出
6～7月	尾鷲湾に赤潮が発生しハマチなど養殖魚約45万匹死滅、5億円の被害
7月 5日	第95回電源開発調整審議会が火力発電所3号機増設について承認

月 日	事 項
60年 1月26日	火力発電所増設工事に係る覚書発効
1月26日	通産省が火力発電所3号機増設を許可
1月27日	火力発電所3号機増設工事着工
7月 1日	化製場の経営を尾鷲海産商組合に移管
7月 6日	火力発電所に係る公害防止協定改定（案）について市議会全員協議会で説明、了承を得る
7月31日	火力発電所に係る公害防止協定改定調印（三重県・尾鷲市・中部電力）
12月14日	火力発電所低硫黄重油タンク送油管破損により約1,000ℓの重油漏油事故発生
61年 4月14日	矢浜都市近隣公園竣工式挙行（面積約6,000m ² 事業費580,000千円）
7月	火力発電所3号機運転前環境調査開始
7月10日	電源交付金事業による野球場建設起工式挙行（面積約21,000m ² 事業費290,000千円）電源交付金事業による火葬場建設起工式挙行
9月 2日	火力発電所新集合煙突（230m）に障害灯点灯
10月22日	火力発電所3号機温排水設備完成、通水テスト開始
11月11日	第1回地下水汚染調査（77井戸）
12月13日	火力発電所3号機のボイラー点火（火入れ）
12月22日	第2回地下水汚染調査（12井戸）
62年 2月23, 24日	第3回地下水汚染調査（13井戸）
3月11日	地下水汚染に係る戸別飲用指導
3月11日	火力発電所2号機脱硝運転開始
4月 1日	機構改革により「公害対策課」から「環境対策課」に改称
6月16日	火力発電所1号機脱硝運転開始
6月19日	火力発電所3号機営業運転開始（500MW） 火力発電所改定公害防止協定発効
7月	火力発電所3号機運転後環境調査開始（平成3年6月までの4年間）
7月20日	第4回地下水汚染調査（5井戸）
8月	第1回水生生物調査（中川、矢の川流域）
11月	桧落葉調査開始（平成元年11月まで）

年 月 日	事 項
62年11月17, 18日	第5回地下水汚染調査（39井戸）
63年 3月24日	火力発電所でアンモニア漏洩事故発生
7月17日	第6回地下水汚染調査（27井戸）
8月 2日	第2回水生生物調査（中川）
9月～	尾鷲湾で水力発電所放水に伴う濁水問題発生
11月17, 18日	第7回地下水汚染調査（29井戸）
11月18日	「尾鷲湾濁水対策連絡協議会規約」施行
平成	
元年 2月 8日	第8回地下水汚染調査（40井戸）
4月	分別収集開始（4分類：可燃ごみ・ビン・カン・粗大ごみ）
6月 6日	尾鷲湾濁水問題に関し治山事業推進要望書を上北山村に提出
7月～	尾鷲湾で水力発電所放水に伴う濁水問題発生
8月 9日	第3回水生生物調査（中川）
10月 5日	火力発電所2号機空気予熱器故障停止
10月17日	尾鷲湾濁水対策連絡協議会視察（十津川村風屋ダム）
2年 3月12日	第9回地下水汚染調査（23井戸）
6月 1日	「小規模事業場の排水処理対策指導要領」施行
7月30日	中川エコフェアー'90
8月 6日	第4回水生生物調査（中川）
9月	地下水汚染に係る戸別飲用指導
9月～	尾鷲湾で水力発電所放水に伴う濁水問題発生
9月27日	尾鷲市生活排水処理計画調査報告書を公表（環境対策特別委員会へ報告）
11月3, 4日	健康展（記念セミナー：三重大学伊藤信孝教授、環境コーナー等）
3年 2月13日	第10回地下水汚染調査（30井戸）
6月	環境月間（黒潮道路及び北川清掃、記念植樹、アマゴ放流等）
6月～4年2月	尾鷲保健所、尾鷲市、海山町、紀伊長島町による紀北環境カレッジ開講（水生生物調査、バードウォッチング、スターウォッチング等計7回実施）
7～11月	地下水汚染に係る戸別飲用指導
7月22日	第5回水生生物調査（中川）

年 月 日	事 項
8月 4日	八十川エコフェアー'91
11月3,4日	健康展（記念セミナー・公開実習：三重大学木村光雄教授、環境コーナー等）
4 年 2月12日	第11回地下水汚染調査（28井戸）
4月 1日	「尾鷲市環境調査検討委員会設置運営要綱」施行 尾鷲市環境調査検討委員会委員委嘱
4月 1日	合併処理浄化槽設置整備事業補助制度発足
5月 7日	尾鷲市環境調査検討委員会設置運営について市議会全員協議会へ報告 尾鷲市環境調査検討委員会運営会議 第1回尾鷲市環境調査検討委員会
4 年 6月	環境月間（記念セミナー・公開実習：三重大学木村光雄教授、記念植樹、アマゴ放流、ミニ環境展等）
6月30日	中部電力から火力発電所3号機運転開始後の環境調査報告書提出
6～12月	家庭教育関連事業（曾根・梶賀地区、賀田地区、三木里地区、九鬼・早田地区、須賀利地区）
7月	地下水汚染に係る市広報による飲用指導
7月 5日	古川エコフェアー'92（家庭教育関連事業共催）
7月22日	第6回水生生物調査（中川）
10月 6日	第2回尾鷲市環境調査検討委員会（津市）
11月3,4日	健康展（環境コーナー等）
5 年 1月29日	第3回尾鷲市環境調査検討委員会開催
3月 1日	尾鷲市環境調査検討委員会委員意見書提出
3月 5日	第12回地下水汚染調査（28井戸）
3月22日	環境対策特別委員会において尾鷲市環境調査検討委員会委員意見書及び環境調査報告書を報告、今後の対応等について審議
3月23日	市議会全員協議会において委員意見書及び環境調査報告書を報告、審議
4月 1日	「尾鷲市生活排水対策推進協議会設置運営要綱」施行 尾鷲市生活排水対策推進協議会委員委嘱
4月 1日	生ごみ処理容器購入費補助制度発足

年 月 日	事 項
5 年 6月	環境月間（記念講演会：滋賀県生活協同組合藤井絢子理事長、国道42号線沿い清掃、記念植樹、アマゴ放流等）
6月 4日	尾鷲市生活排水対策推進協議会発足式及び第1回会議
8月19日	第7回水生生物調査・尾鷲市生活排水対策推進協議会講習会（中川）
10月 1日	「尾鷲市生活排水対策推進協議会設置運営要綱」改訂施行
10月23, 24日	第1回健康まつり（環境コーナー等）
11月 1日	尾鷲市環境モニタリング連絡会議設置運営要綱施行
12月 1日	「尾鷲市廃棄物減量等推進審議会設置運営要綱」施行
12月	新設化製場が経営体制を変更し操業開始
12月16日	尾鷲市廃棄物減量等推進審議会第1回会議
6 年 2月17日	第13回地下水汚染調査（26井戸）
4月 1日	「尾鷲湾調査研究会設置運営要綱」施行
4月 1日	「降雨汚れ調査研究会設置運営要綱」施行
4月 7日	第1回降雨汚れ調査研究会、尾鷲湾調査研究会開催
4月20日	火力発電所排煙脱硫装置の電気系統故障により硫黄酸化物排出基準超過
6月	環境月間（黒潮道路清掃、記念植樹、アマゴ放流、フラワーボックスの花苗植替え等）
7月17日	環境フェア（講演会：リサイクル実践家松田美夜子氏、東京農工大千賀裕太郎氏、映画上映、環境展等）
7月～	化製場に係る悪臭苦情発生（以降、市街地一帯で苦情申立て多数）
8月 4日	第8回水生生物調査
8月8, 9日	水ウォッチングツアー（市内の3世代13家族が参加。尾鷲、大阪における河川水、飲用水等の違いの体験学習）
10月11日	ごみ減量化対策講習会
10月14日	三木里地区等から八十川上流土捨場設置に係る陳情書提出
10月29, 30日	第2回健康まつり（生活排水対策、ごみ減量化対策、エコマーク商品、パソコンによる環境ゲーム、リサイクル風船作り等）
12月16日	セルフ舎建設(株)産業廃棄物焼却施設に係る事前協議会
7 年 2月 1日	中部電力(株)尾鷲三田火力発電所に係る公害防止協定改訂調印
2月17日	第14回地下水汚染調査（23井戸）

年 月 日	事 項
7 年 3月30日	尾鷲市廃棄物減量等推進審議会からのごみ減量に関する提言書を受理
4月 1日	機構改革により「環境対策課」から「環境課」に改称
5月31日	降雨汚れ調査研究会開催（静岡県立大学）
6月	環境月間（防災道路清掃・記念植樹・アマゴ放流・フラワーボックス・騒音調査）
7月25日	第9回水生生物調査
10月21, 22日	第3回健康まつり（生活排水対策、ごみ減量化対策、環境実態体験、親子リサイクルグッズ工作教室）
2月 7日	尾鷲湾流況調査開始
3月 8日	尾鷲湾流況調査終了
2月15日	大気常時監視システム再整備工事着工
3月 5日	尾鷲湾調査研究会漁業資源部会開催（三重大学）
8 年 4月 1日	東邦石油(株)尾鷲工場に係る公害防止協定改定調印
5月25日	第10回水生生物調査
5月13日	東邦石油(株)、コージェネレーションシステム導入について説明
6月 6日	環境月間（花の苗等の植樹等、清掃活動、アマゴ放流など）
6月 6日	濁水対策連絡協議会
6月 7日	セルフ舎建設(株)産業廃棄物焼却施設操業開始
6月21日	採石場に係る賀田地区の環境問題に関する協議
7月16日	降雨汚れ調査研究会
8月	化製場に係る悪臭発生（以降、市街地一帯で苦情申し立て多数平成9年9月まで続く）
8月20, 21日	濁水対策に係る個別協議
9月25日	尾鷲市環境保全連絡会議設置運営要綱施行 第1回尾鷲市環境保全連絡会議
10月 1日	「尾鷲市の環境の在り方検討委員会設置運営要綱」施行
10月 2日	東邦石油(株)、コージェネレーションシステム導入に係る協議開始
10月11日	北川フラワーボックス設置
10月14日	第1回尾鷲市の環境の在り方検討委員会（環境の在り方について諮問）
10月17日	東邦石油(株)、コージェネレーションシステム導入に係る回答

年 月 日	事 項
8 年10月26, 27日	第 4 回健康まつり（染色教室、牛乳パック工作教室、廃油石鹸作りとボカシを使った堆肥作り、リサイクルバザーなど）
11月 8日	尾鷲市濁水対策連絡会議
11月14日	商工会議所婦人部対象に環境講座開始（ごみ減量など）
11月20日	尾鷲湾調査研究会
11月22日	第 2 回尾鷲環境保全連絡会議
11月27日	第 2 回尾鷲市の環境の在り方検討委員会
9 年 1月20日	第 3 回尾鷲市環境保全連絡会議
1月22日	第 3 回尾鷲市環境の在り方検討委員会
1月31日	採石場砂泥の有効利用報告会
2月26日	第 4 回尾鷲市環境の在り方検討委員会
3月 3日	尾鷲湾調査研究会
3月 5日	降雨汚れ調査報告書検討会
3月21日	第 4 回尾鷲市環境保全連絡会議
3月24日	第 5 回尾鷲市環境の在り方検討委員会（環境の在り方について答申）
3月31日	三重県がオー・シー・エスに係る産業廃棄物等処分業許可証発行
4月22日	オー・シー・エスに係る公害防止協定調印
6月 1日～30日	環境月間（花の苗等の植樹、清掃活動、アマゴ放流など）
6月 9日	尾鷲市濁水等対策部会発足
6月 9日	濁水等対策協議会（県・市・七業者）
6月10日	オー・シー・エスに係る公害防止協定に基づく、ばい煙等の調査
6月～10年3月	市内 6 カ所で生活排水対策講習会を開催
6月28日	リサイクル講座
6月29日	リサイクルバザー
7月 6日	タイドプール観察会
8月27日	第11回水生生物調査
8月28、29日	県、市合同による採石場に係る現地指導
9月 1日	東邦石油に係る公害防止計画書改訂
9月16～24日	中央大学による濁水調査
10月19日	第 5 回健康まつり（工作教室、廃油石鹸作りなど）
10月24日	水産公社、水産加工センターへの業務打ち切り決定

年 月 日	事 項
9 年 12月11日	水産加工センターと坂場第4自治会が化製場に関する覚書に調印
12月25日	濁水対策連絡会議
12月26日	水産加工センターに係る公害防止協定調印
10年 1月12日	輪内の環境を守る会より採石業に係る環境問題について陳情書提出
2月 3日	曾根漁協より濁水対策及び賀田湾の底質調査について要望書提出
2月 5日	濁水問題連絡会議
3月19日	環境モニタリング事業の調査結果について環境対策特別委員会で報告
3月	化製場に係る悪臭発生（以降、市街地一帯で苦情申し立て多く平成10年11月まで続く）
6月1～30日	環境月間
6月14日	環境の日記念ミュージカル
7月14～20日	中央大学による濁水調査
8月 1日	悪臭防止法「臭気指数規制」実施
8月 5日	第12回水生生物調査
10月12日	悪臭防止法に基づく臭気指数測定実施（市内5ヶ所）
10月30日	環境美化統一行動の一環として市内清掃
11月 1日	リサイクルバザー
12月	中川流域で加工センターに係る悪臭苦情発生
11年 3月30日	水産加工センターの操業に起因する悪臭防止等の徹底指導について陳情書提出（尾鷲市自治連合会）
6月1～30日	環境月間
7月 1日	尾鷲市環境基本条例施行
8月18日	第13回水生生物調査
10月 1日	尾鷲市ポイ捨て防止条例施行
11月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
12年 1月	透明ごみ袋制導入
4月 1日	ごみの分別収集開始
6月1～30日	環境月間
8月 4日	尾鷲市清掃工場排ガス高度処理施設整備開始
8月 9日	第14回水生生物調査

年 月 日	事 項
12年 10月	尾鷲市ごみフェア開催
11月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
13年 1月	透明袋導入（レジ袋を透明に）
4月	分別収集開始・スーパー等に回収拠点を設置
6月1～30日	環境月間
7月26日	第14回全環研東海・近畿・北陸支部酸性雨情報交換会にて、「尾鷲市における酸性雨の経過と現状について」を発表
8月 8日	第15回水生生物調査
14年 1月	尾鷲市清掃工場排ガス高度処理施設竣工
3月25日	I S O 1 4 0 0 1 認証取得
6月1～30日	環境月間
8月20日	第16回水生生物調査
9月 5日	「北川環境整備検討委員会設置要綱」施行
15年 1月 7日	中部電力㈱公害防止計画書改訂
3月	環境基本計画策定
3月	北川水辺空間再生施設稼働
6月1～30日	環境月間
6月	E M浄化効果検討調査開始
8月 4日	第17回水生生物調査
12月	中部電力㈱公害防止計画書改訂
16年 4月30日	東邦石油㈱石油精製業廃止
6月1～30日	環境月間
7月29日	第18回水生生物調査
10月 1日	東邦石油㈱公害防止協定書・公害防止計画書改訂
12月31日	中部電力㈱尾鷲三田火力発電所2号機廃止
17年 1月	中部電力㈱公害防止計画書改訂
6月1～30日	環境月間
7月28日	第19回水生生物調査
11月	中部電力㈱公害防止計画書改訂
12月	㈱あさみやに係る環境保全協定書調印
18年 2月	尾鷲名水㈱に係る環境保全協定書調印
2月	尾鷲市一般廃棄物処理基本計画策定
18年6月1～30日	環境月間

年 月 日	事 項
7月25日 18年 12月	第20回水生生物調査 尾鷲市クリーンセンター竣工